

ライフ・ワーク・バランス支援事業一覧(R8年5月)

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
千代田区	1	次世代育成支援行動計画策定奨励金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[対象]従業員100人以下(10人以上)の企業 [内容]次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援対策の内容を定めた事項が、3項目以上ある場合、奨励金を交付	教育委員会事務局子ども部 子育て推進課 03-5211-3653
千代田区	2	一時保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後57日から就学前のお子さん [内容]保護者やその家族が、傷病または出産による入院または通院のため、お子さんの保育をすることができない場合に、保育園やこども園でお子さんをお預かりします。	教育委員会事務局子ども部 子ども支援課 03-5211-4119
千代田区	3	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後6か月から就学前のお子さん [内容]保育園等に通うお子さんが、病氣中または病氣の回復期で、保育園等での集団生活ができないときに、一時的にお子さんをお預かりします。	教育委員会事務局子ども部 子ども支援課 03-5211-4119
千代田区	4	仕事と家庭の両立支援特例措置	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[対象]次のいずれかに該当する中小企業 (1)千代田区次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付決定者(2)「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録者(3)「次世代育成支援対策推進法の規定に基づく厚生労働大臣の認定(くるみんマーク)」取得者(4)千代田区国際平和・男女平等人権課が実施する、仕事と家庭の両立にかかる助成金・奨励金の交付決定者 [内容]利子補給率の優遇措置	地域振興部商工観光課 03-5211-4344
千代田区	5	中小企業者等仕事と家庭の両立支援	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[対象](1)下記①～③のいずれかに当てはまる事業者①会社法に定める「会社」②会社法の施行に伴う法律に定める「特例有限会社」③一般社団法人、一般財団法人、(2)千代田区内に本店及び雇用保険適用事務所がある事業者、(3)資本金3億円以内かつ常時雇用する従業員が300人以下の事業者等 [内容](1)制度導入奨励金(2)配偶者出産休暇・育児目的休暇奨励金(3)子の看護等休暇奨励金(4)男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金(5)介護休業・介護休暇・介護短時間勤務奨励金(6)引継期間代替要員等給与・経費助成金 対象企業、交付要件等の詳細についてはHPをご確認ください。	地域振興部国際平和・男女平等人権課 03-5211-4166
千代田区	6	千代田区ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内在住で、生後6ヶ月～小学校6年生のお子さんを子育て中の方 [内容]登録された支援会員が育児に関するサービスを行う。保育園等の送迎もあり。 ・利用には事前の登録が必要です。 ・支援会員は、センター主催の講習会受講者です。	千代田区ファミリー・サポート・センター 03-6265-6523
千代田区	7	千代田子育てサポート事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内在住で、生後7日以降の乳児～小学校6年生のお子さんを子育て中の方 [内容]1.子どもの一時保育(宿泊を含む) 2.病後児保育(宿泊含む) 3.新生児保育(生後7日～28日の乳児) 4.育児支援(保育園、幼稚園の送迎や一時保育など) ・利用には事前の登録が必要です。 ・支援者は、区とNPO法人あい・ぽーとステーションが認定する子育て・家族支援者です。	NPO法人あい・ぽーとステーション 03-3556-8473

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
千代田区	8	児童館等の一時(いっとき)預かり保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内在住で、生後6か月～小学校就学前のお子さん [内容]保護者の方がリフレッシュしたいとき、通院、学校行事、講習会などで出かけたいときに、お子さんを預けることができます。 ・利用を希望される方は、希望日の1か月前から、事前に申込みが必要です。	西神田児童センター 03-5215-9062 神田児童館 03-3253-6021 一番町児童館 03-3230-0866 ポピンズキッズルーム一番町 03-3221-3611
千代田区	9	拡大型一時(いっとき)預かり保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内在住で、生後4か月～小学校就学前のお子さん [内容]保護者の方がリフレッシュしたいとき、通院、学校行事、講習会などで出かけたいときに、お子さんを預けることができます。 ・利用を希望される方は、事前に利用者登録(面接含む)をしたうえで、事前に申込みが必要です。	富士見わんぱくひろば 03-3263-1185 いずみこどもプラザ 03-3865-1840 グローバルキッズ飯田橋保育ルーム 03-6380-8422
千代田区	10	子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育	育児との両立支援事業	住民 区外在住者	[対象]生後2か月～小学校就学前のお子さん [内容]保護者の方がリフレッシュしたいとき、通院、学校行事、講習会などで出かけたいときに、お子さんを預けることができます。 ・利用を希望される方は、事前に利用者登録(面接含む)が必要です。 ・支援者は、区とNPO法人あい・ぽーとステーションが認定する子育て・家族支援者です。	子育てひろば「あい・ぽーと」麹町 03-3556-8471
千代田区	11	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内在住で、小学校就学前の子ども ※利用児童が多胎児の場合、18歳までの障害者手帳を有する子どもがいる家庭は、小学6年生までが対象 [内容]日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者が、東京都が指定するベビーシッター事業者を利用した際、その利用料の一部を補助します。	【補助申請等について】 株式会社バソナライフケア (千代田区委託事業者) 0120-212-115 【制度について】 千代田区立児童・家庭支援センター子ども家庭相談係 03-5211-4116
中央区	1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	コンサルタント、アドバイザー等派遣	企業	[対象]区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等 [内容] ・長時間労働削減や有給休暇取得促進のアドバイス ・就業規則の作成や見直しのアドバイス ・経営者、人事労務担当者へのワークライフ・バランス推進に資する情報提供・職場環境整備に向けた提案等	総務部総務課 03-5543-0651
中央区	2	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	認証、表彰等	企業	[対象]区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等 [対象となる取組内容] ・仕事と子育て・介護の両立支援に取り組んでいる。 ・長時間労働の削減などに取り組み、働きやすい職場作りを行っている。 ・従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。	総務部総務課 03-5543-0651
中央区	3	中央区商工業融資制度における利子補給利率の優遇	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]中央区ワーク・ライフ・バランス認定企業 [内容]中央区商工業融資制度において、利子補給利率を0.1%優遇	区民部商工観光課 03-3546-5333
港区	1	中小企業子育て支援奨励金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]区内に本社(個人の場合は主な事業所)をおく、中小企業基本法に基づく中小企業 [内容] 区内事業所に勤務する従業員が、育児休業を6か月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けている場合に、15万円の奨励金を交付(1事業主につき対象従業員1人を限度)	総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2027

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
港区	2	中小企業配偶者出産休暇制度奨励金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]区内に本社(個人の場合は主な事業所)をおく、中小企業基本法に基づく中小企業 [内容]区内事業所に勤務する従業員の配偶者の出産に2日以上の有給休暇を取得できる制度を新たに就業規則等に規定し、対象従業員に1日以上利用させた場合、10万円の奨励金を交付(1事業主につき対象従業員1人を限度)	総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2027
港区	3	中小企業介護支援奨励金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]区内に本社(個人の場合は主な事業所)をおく、中小企業基本法に基づく中小企業 [内容]区内事業所に勤務する従業員が、介護休業を開始し、1か月以上取得、かつ、雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けているに、15万円の奨励金を交付(1事業主につき対象従業員1人を限度)	総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2027
港区	4	中小企業男性の子育て支援奨励金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]区内に本社(個人の場合は主な事業所)をおく、中小企業基本法に基づく中小企業 [内容]区内事業所に勤務する男性従業員が、次のいずれかを取得した場合に10万円の奨励金を交付(1事業主につき対象従業員1人を限度)。 ア)育児休業を14日以上 イ)育児のための短時間勤務(育児短時間勤務)を継続1か月以上	総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2027
港区	5	中小企業男性の介護支援奨励金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]区内に本社(個人の場合は主な事業所)をおく、中小企業基本法に基づく中小企業 [内容]要介護状態にある対象家族1人に対して、区内事業所に勤務する男性従業員が次のいずれかの取得した場合に10万円の奨励金を交付(1事業主につき対象従業員1人を限度)。 ア)介護休業を継続7日以上 イ)介護休業を1年間に3日以上(半日もしくは時間単位でも取得できる場合は、その合計が3日以上) ウ)介護のための短時間勤務(介護短時間勤務)を継続1か月以上	総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2027
港区	6	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	認定、表彰等	企業	[対象]区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する常時使用する従業員数が300名以下の中小企業 [内容]仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業を認定し、その取組を広く紹介します。 [申請受付]年1回(4月中旬~6月下旬予定。 詳しくは、区ホームページでお知らせします。)	産業・地域振興支援部産業振興課 03-6435-4613
港区	7	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	その他 (事業内容参照)	[対象]生後6ヶ月から就学前までの乳幼児で、区内在住で認可保育園、東京都認証保育所、東京都に届出済みの認可外保育施設等に在園、もしくは区外在住で区内認可保育園、東京都認証保育所等に在園 [内容]病気によって集団保育が受けられない乳幼児が、自宅で育児が困難となった場合に限り、一時的に預かる。	子ども家庭支援部保育課 03-3578-2445
港区	8	育児サポート子むすび	育児との両立支援事業	住民	[対象]10歳から小学校6年生まで [内容]保護者の仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のため、子育ての支援を受けたい人(利用会員)と支援をしたい人(協力会員)が会員になり、地域の中で互いに助けあう子育て支援事業です。保育施設への送迎や一時的な保育を希望するときに、協力会員を紹介し、利用には、事前の登録が必要です。活動時間は原則2時間以内のサポートです。	港区社会福祉協議会 03-6230-0284

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
港区	9	港区派遣型一時保育(新生児、病後児を含む)	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後7日以降から小学校6年生まで [内容]保護者が仕事やリフレッシュ等で一時的な保育を必要とするときに、「あい・ぼーと」において養成した子育て・家族支援者(支援会員)が一時的な保育を行います。利用には、事前の登録が必要です。	「あい・ぼーと」 03-5786-3250
港区	10	港区乳幼児一時預かり	育児との両立支援事業	住民	[対象](1)生後2か月から小学6年生まで、(2)～(10)生後4か月から就学前まで [内容]保護者の急用やリフレッシュなど、理由を問わずに一時的に子どもを預かります。利用には、各施設で事前の登録が必要です。※(3)～(10)は1日5時間以内です。	(1)「あい・ぼーと」 03-5786-3250 (2)みなと子育て応援プラザ Pokke(ぼっけ) 03-5444-1035 (3)あつぱい港南 03-6712-0688 (4)あつぱい新橋 03-5425-7525 (5)あつぱい麻布 03-5114-9900 (6)あつぱい西麻布 03-5467-7175 (7)あつぱい芝浦 03-5730-3253 (8)あつぱい赤坂 03-3475-3900 (9)あつぱい白金台 03-6450-4249 (10)あつぱい港南四丁目 03-5796-8862
港区	11	港区乳幼児ショートステイ	育児との両立支援事業	住民	[対象](1)生後7日から4歳未満の乳幼児、(2)生後5日から10か月未満の乳児、(3)生後10か月から中学3年生 [内容]保護者の仕事や入院などで育児ができないときに、7日以内で宿泊を伴って子どもを預かります。	港区乳幼児ショートステイ (1)～(2)港区立子ども家庭支援センター 港区乳幼児ショートステイ (3)みなと子育て応援プラザ Pokke(ぼっけ)
港区	12	一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]港区在住の生後4ヶ月～就学前で認可保育園・港区保育室等に入所していない健康な児童 [利用要件]①保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ②保護者の育児疲れの解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合 [利用期間]月8回以内 [利用時間](1)～(5)は月曜～土曜(祝日・年末年始を除く)7:15～18:15 (6)～(8)は月曜～金曜(祝日・年末を除く)9:30～16:00 [利用料金]1日1人3,000円、5時間以内1人1,500円	(1)芝浦アイランドこども園 03-5443-2530 (2)神明保育園 03-6809-1099 (3)たかはま保育園 03-5781-0255 (4)元麻布保育園 03-5422-7388 (5)神応保育園 5422-6363 (6)南青山保育園(ばんだる一む) 03-3401-5047 (7)南麻布保育園(たんぼぼる一む) 03-3442-5907 (8)飯倉保育園(いちごる一む) 03-3583-5805
港区	13	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	・助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等 ・育児との両立支援事業	住民	[対象]日常生活上の突発的な事情・社会参加等により一時的にベビーシッターによる未就学児の保育を必要とする保護者 [内容]ベビーシッターを利用した際にかかった費用の一部を助成する(上限あり)。	子ども家庭部 子ども家庭支援センター 03-5962-7201
新宿区	1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	・認証、表彰等 ・コンサルタント、アドバイザー等派遣	企業	[内容]ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として分野ごとに認定。申請企業の希望によりコンサルタントを派遣。	子ども家庭部 男女共同参画課 03-3341-0801

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
新宿区	2	男性の育児・介護サポート企業応援事業	・認証、表彰等 ・助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[対象]新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けている、中小企業基本法に基づく中小企業(ただし、一部業種を除く。) [内容]男性の従業員が育児休業等を利用した場合、または性別を問わず従業員が介護休業等を利用した場合、企業に奨励金を支給する。各種支給要件有。	子ども家庭部 男女共同参画課 03-3341-0801
新宿区	3	ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[対象](1)融資の基本3要件に該当し、かつ新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づき、同申請書を新宿区に受理された中小企業者(2)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し厚生労働省に届け出た中小企業者 [内容]区の制度融資において、区が利子の一部を補給、保証料の全額を補助	文化観光産業部 産業振興課 03-3344-0702
新宿区	4	ファミリーサポート事業	育児との両立支援事業	住民	[対象・内容] 子育ての援助を必要とする方と援助を行いたい方が会員となり、区民相互援助活動を行う。 (1)保育施設等の開始時間前及び終了時間後の子どもを預かる。(2)保育施設等で子どもの送迎。(3)保育施設等の休業日に子どもを預かる。(4)病気時又は病気の回復期にある子どもを預かる。(5)その他、会員の病気などにおける子どもの預かりなど。	子ども家庭部 子ども総合センター 03-3232-0695
新宿区	5	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	・助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等 ・育児との両立支援事業	住民	[対象] 日常生活上の突発的な事情・社会参加等により一時的にベビーシッターによる未就学児の保育を必要とする保護者 [内容] ベビーシッターを利用した際にかかった費用の一部を助成する(上限あり)。	子ども家庭部 子ども総合センター 03-3232-0695
文京区	1	一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	保護者がお子さんを一時的に保育できない場合、お預かりする事業です。お預かりする理由は、問いません。対象は、満1歳から小学校就学前までのお子さんで、保育時間は3時間以上8時間以内です。利用料がかかります。	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
文京区	2	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	病中又は病気回復期にあり、集団保育が困難な児童を保護者が仕事等で保育できない場合に、医療機関で一時的にお預かりする事業です。対象は、生後4か月から小学校3年生までのお子さんです。利用料がかかります。 また、小学1年生から6年生までのお子さんがベビーシッターの訪問による、病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成します。	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
文京区	3	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	緊急や私用の場合等、臨時的・単発的な保育需要に応えるため、子育ての援助を行う提供会員と援助を受ける依頼会員とからなる会員組織により、地域の中で子育ての相互援助活動を行っています。	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256 文京区社会福祉協議会 03-3812-3043
文京区	4	文京WEPs事業	その他	企業&住民	女性のエンパワーメント原則に沿い、地域と連携して、女性の活躍を推進し、男女平等参画の実現を目指して取り組む事業所を募集し、「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所」として登録しています。	総務部総務課 ダイバーシティ推進担当 03-5803-1187
文京区	5	子育て支援事業利用料等助成	育児との両立支援事業	住民	住民税非課税世帯、生活保護世帯等の本人負担を軽減するため、一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター利用料助成制度、おうち家事・育児サポート事業の利用料の一部を助成します。	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
文京区	6	文京区中小企業サポートブック	その他	企業	文京区を中心に国、都、その他支援機関の経営・創業に関する補助制度や相談窓口など様々な中小企業・創業向け支援施策を分かりやすく紹介しています。	区民部経済課 03-5803-1173

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
文京区	7	文京区リカレント教育課程等受講料助成金交付事業	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	住民	<p>区民の再就職や職業能力の習得等を支援するため、リカレント教育課程等を受講する際の受講料の一部を助成します。</p> <p>■助成対象者 65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方 ①就労経験があり、現在は就労していない方 ②非正規雇用(*)で就労している (*契約社員等の期間の定めのある雇用契約) ③個人で事業を営んでいる(個人事業者)</p> <p>■助成対象となる教育課程 受講開始から2年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座</p> <p>■助成金の額 受講料の2分の1を助成します。 ※入試の検定料や入学金は助成対象外 ※「月額1万円×受講期間の月数」の額が上限となります。 ※教育訓練給付制度等で他の補助金を同時に受給される場合は、個別に手続きをご案内いたします。</p> <p>■定員 20名程度(※申請の状況により、変更になる場合があります。)</p>	区民部経済課 03-5803-1173
文京区	8	ひとり親家庭子育て訪問支援券事業	育児との両立支援事業	住民	<p>小学校6年生以下の児童のいるひとり親家庭を対象に「ひとり親家庭子育て訪問支援券」を交付し、この「ひとり親家庭子育て訪問支援券」を使用することで、区が指定した事業者のベビーシッターサービスを所得に応じた負担で利用できます。</p>	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
文京区	9	ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度	育児との両立支援事業	住民	<p>多胎児を妊娠又は養育する家庭が抱える、同時に二人以上の出産・育児をすることに伴う、多胎児家庭特有の困難の解消を図るため、ベビーシッターを活用した共同保育、家事支援、産後ドゥーラのサポートを利用した世帯に利用料の一部を助成します。</p>	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
文京区	10	ベビーシッター利用料助成制度	育児との両立支援事業	住民	<p>日常生活上の突発的な事情により一時的に保育が必要となった保護者やベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の保育利用料の一部を助成します。</p>	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
文京区	11	おうち家事・育児サポート事業	育児との両立支援事業	住民	<p>妊婦又は満3歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に交付する「おうち家事・育児サポート券」を使用することで、区が指定した民間事業者の家事・育児支援を一定の負担で利用できます。</p>	こども未来部 こども若者支援課 03-5803-1256
台東区	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	<p>ファミリー・サポート・センターは、依頼会員の依頼に応じて、援助活動を行える提供会員を紹介するほか、広報紙の発行、講習会、交流会、会員の保険に関する業務を行っている。</p>	子育て支援課 03-5246-1228 台東区ファミリー・サポート・センター 03-5828-7548
台東区	2	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	<p>病気の回復期にあるが保育園等には登園できず、保護者が勤務等の都合により家庭において保育ができない場合に、一時的に専用保育室で保育を実施します。 また、ベビーシッターの訪問による、病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成します。</p>	こども家庭部保育課 03-5246-1309
台東区	3	ショートステイ・トワイライトステイ	育児との両立支援事業	住民	<p>保護者が一時的に児童の養育が困難であり、かつ他に養育する方がいない場合、お子さんをお預かりします。ショートステイの対象は、満2歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童、トワイライトステイの対象は、満2歳～小学校6年生までのお子さんです。</p>	子ども家庭支援センター 03-6458-1565

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
台東区	4	ひとり親相談	育児との両立支援事業	住民	生活一般、就労、母子及び父子福祉資金の貸付などの相談に応じ、その自立に必要な援助をします。	子育て支援課 03-5246-1237
台東区	5	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金制度	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	住民	ひとり親家庭の保護者の就労に役立てるため、教育訓練講座を受講した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。 (要・事前相談・予約制)	子育て支援課 03-5246-1237
台東区	6	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給制度	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	住民	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就職に有利な資格取得を目指して修業する場合、訓練促進給付金を支給します。 (要・事前相談・予約制)	子育て支援課 03-5246-1237
台東区	7	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定取得支援制度	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	住民	ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。 (要・事前相談・予約制)	子育て支援課 03-5246-1237
台東区	8	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	・認証、表彰等 ・コンサルタント、アドバイザー等派遣	企業	[対象]区内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員数が300人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等 [内容]ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等を分野ごとに認定し、その取り組みを区民に広く紹介します。また、申請企業の希望によりコンサルタントを無料で派遣します。 [分野]子育て支援、働きやすい職場づくり、介護支援 [募集期間]令和8年6月15日(月)～8月20日(木)必着	男女平等推進プラザ 03-5246-5816
台東区	9	ワークライフバランス資金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[対象]台東区の長期事業資金対象者のうち、台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定を受けており、次のいずれかに該当する費用を必要とする方。 (1) 仕事と子育ての両立支援。 (2) 働きやすい職場環境づくり。 (3) 仕事と介護の両立支援。 [内容]区の制度融資において、区が利子の一部を補給、保証料の全額を補助	産業振興課 03-5829-4128
台東区	10	経営基盤強化支援	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	台東区内の中小企業が、女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や「えるぼし」「くるみん」の認定を取得する場合に活用するコンサルティング費用の一部を助成します。 ※予算満了時点で申請受付終了となります。 詳細についてはHPをご確認ください。	(公財)台東区産業振興事業団 03-6701-8794
台東区	11	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	保護者のリフレッシュ等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者にその利用料の一部を助成します。 (助成内容) 午前7時から午後10時まで:1時間当たり2,500円 午後10時から午前7時まで:1時間当たり3,500円 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です。	子育て支援課 03-5246-1228
墨田区	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育てのお手伝いができる方と子育ての手助けを必要とする方との相互援助活動。主に保育園や小学校等の送迎や預かり保育を行います。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150 すみだファミリー・サポート・センター 03-5638-0512
墨田区	2	施設型病児・病後児保育(医療機関併設型)	育児との両立支援事業	住民	病気の症状の急変は認められないが回復期に至っていない、または病気の回復期にあるが、保護者の仕事等の事情により家庭で保育ができない場合に、一時的に専用保育室で保育を実施します。	子ども・子育て支援部子ども施設課 03-5608-6161
墨田区	3	訪問型病後児(軽症病児)保育	育児との両立支援事業	住民	生後43日目から小学校3年生までのお子さんが、病気の回復期で登園・登校できず、保護者が勤務等の都合により家庭において保育ができない場合に、病後児サポーターが保護者宅で保育を実施します。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
墨田区	4	緊急預かり	育児との両立支援事業	住民	冠婚葬祭や急な出張等により、小学校修了までのお子さんを早朝や夜間に保育できないとき、子育てサポーターが保護者宅で保育を実施します。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150
墨田区	5	在宅子育てママ救急ショートサポート	育児との両立支援事業	住民	小学校就学前までのお子さんを自宅で育てている保護者が、体調不良や通院等により一時的に保育できないとき、子育てサポーターが保護者宅で保育を実施します。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150
墨田区	6	定期利用保育	育児との両立支援事業	住民	保護者がパートタイム勤務や短時間就労等で保育が必要な方のために就労形態等に対応してお子さんをお預かりします。	子ども・子育て支援部 地域子育て課 03-5608-1438 両国子育てひろば 03-3621-6537
墨田区	7	家事・育児サポーター事業	育児との両立支援事業	住民	妊娠中の方や乳幼児期(0歳から2歳まで)のお子さんを育てるご家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施します。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150
墨田区	8	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その経費の一部を補助します。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150
墨田区	10	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が疾病や冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的にお子さんを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院、児童養護施設、区内の協力家庭で短期間お子さんを養育します。	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 03-3622-1150
江東区	1	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発【HP】 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発【広報紙】	その他	住民・企業	区ホームページや男女共同参画のための広報紙「PalCato」(バルカート)上にてワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発や情報提供を行っています。	総務部人権推進課男女共同参画係 03-3647-1163
品川区	1	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]1歳～中学3年生 [内容]保護者の疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどで、家庭においてお子さんの養育が一時的に困難となった時に、お子さんをお預かりします。	家庭あんしんセンター 子どもショートステイ 03-5749-1032 子ども家庭支援センター 03-6421-5237
品川区	2	トワイライトステイ事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]1歳～中学3年生 [内容]保護者が仕事等により帰宅時間が遅くなる場合、他の養育する方がいない時にお子さんを短時間お預かりします。	家庭あんしんセンター トワイライトステイ 03-5749-1032 子ども家庭支援センター 03-6421-5237
品川区	3	乳幼児ショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後5日(2500g以上)から4歳未満 [内容]保護者の疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどで、家庭においてお子さんの養育が一時的に困難となった時に、お子さんをお預かりします。	子ども家庭支援センター 03-6421-5237
品川区	4	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後43日から小学6年生 [内容]子どもを預けたい人(依頼会員)と援助できる人(提供会員)を募り、アドバイザーが両会員を調整し支援活動を行うしくみ。子どもの一時預かりや保育園などへの送迎を頼めます。	○荏原・大崎・五反田地区 平塚ファミリー・サポート・センター 03-5749-1033 ○品川・大井・八潮地区 大井ファミリー・サポート・センター 03-5718-7185
品川区	5	魅力ある職場づくり支援助成	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等助成	企業	[内容] 企業における生産性・経営力の向上を目的とした働き方改革の推進や雇用環境整備のためのコンサルティング経費の一部を助成します。	地域振興部地域産業振興課 03-5498-6351
目黒区	1	一時保育	育児との両立支援事業	住民	保護者のリフレッシュなど、一時的に保育が必要な場合に、認可保育所で一時的に保育します。	保育課保育係 03-5722-9865

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
目黒区	2	病後児保育	育児との両立支援事業	住民	保育園に通園中の乳幼児が病気の回復期にあって、集団保育の困難な期間、勤務の都合などで乳幼児を養育するものがない場合に、区が指定した施設で一時的にその乳幼児をお預かりします。	保育課保育係 03-5722-9865
目黒区	3	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	育児と就労の両立及び子育て家庭の育児を支援する会員制の組織です。センターが育児援助に必要な会員(ファミリー利用会員)に、育児援助ができる会員(ファミリー協力会員)を紹介し、地域の子育て環境づくりを進めます。	目黒区社会福祉協議会 03-3714-9047
目黒区	4	保育ママ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が働いているなどの理由で昼間保育をする人がいない区内在住の乳幼児(生後6か月以上2歳児クラスまで)を、保育士などの資格を有し、区の認定を受けた家庭福祉員(保育ママ)の自宅等で保育します。	保育課保育施設利用係 03-5722-9868
目黒区	5	ワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	目黒区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業や団体が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料(希望があれば講師を探す)を助成します。	男女平等・共同参画センター 03-5721-8570
目黒区	6	訪問型病児・病後児保育利用料助成	育児との両立支援事業	住民	保育園等に通っている乳幼児が病気や怪我などでお休みをし、保護者の仕事の都合がつかないなどの理由で家庭で保育をする人がいない場合、ご自宅でベビーシッターを利用した際に費用の一部を助成します。	保育課保育係 03-5722-9865
目黒区	7	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、助成要件を満たしたベビーシッターを利用する際に料金の一部を助成します。	子ども若者課児童手当・医療証係 03-5722-8709
大田区	1	次世代育成サポート推進企業支援資金	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	[内容] 融資限度額:500万円 *対象及び利率等の詳細は、ホームページ参照	産業経済部産業振興課 03-3733-6185
世田谷区	1	男女共同参画先進事業者表彰	認証、表彰等	企業	[対象]区内に事業所がある従業員概ね300人以下の会社その他の団体 [内容]仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進、働き方改革などの誰もが働きやすい職場環境の整備などに積極的に取り組む事業者を表彰し、広く紹介	生活文化政策部人権・男女共同参画課 03-6304-3453
世田谷区	2	ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか	その他	住民	世田谷区のワーク・ライフ・バランス推進に関する取組みや、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れたイベントの一覧を掲載しているページです。	生活文化政策部人権・男女共同参画課 03-6304-3453
渋谷区	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての援助が必要な人(ファミリー会員)と援助ができる人(サポート会員)が会員となり相互による援助活動を行う。 [援助活動の内容]①保育施設等の開始前又は終了後の預かり②保育施設等までの送迎③保育施設等の休業日の預かり④その他の預かり(通院、出産、就職活動等)	子ども家庭部子ども家庭支援センター 03-3463-3748 渋谷区ファミリー・サポート・センター(事業委託先) 03-5457-0221
中野区	1	休日保育	育児との両立支援事業	住民	休日に保護者が就労その他、やむを得ない事情で家庭において育児が困難な場合に、保護者に代わって保育園で一時的にお預かりします。	子ども教育部保育園・幼稚園課 03-3228-5793
中野区	2	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	生後6か月(病児は1歳)から小学校就学前までのお子様、病気の回復期または回復期に至らない状態にあり、集団保育等が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的にお預かりする事業です。	子ども教育部子育て支援課 03-3228-5612
中野区	3	子どもショートステイ	育児との両立支援事業	住民	ご家庭で、お子さんの養育が一時的に困難となった場合や、子育ての負担軽減が必要な場合に、施設などでお子さんをお預かり(宿泊)することで、ご家庭をサポートする事業です。	子ども教育部子ども・若者支援課 03-5937-3267

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
中野区	4	トワイライトステイ	育児との両立支援事業	住民	ご家庭で、お子さんの養育が一時的に困難となった場合に、施設でお子さんをお預かり(17時から22時)することで、ご家庭をサポートする事業です。	子ども教育部子ども・若者支援課 03-5937-3267
中野区	5	ファミリー・サポート事業(病児保育)	育児との両立支援事業	住民	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする、会員制の支え合い活動です。保育園・幼稚園・学童クラブなどへのお子様の送迎や、保護者の外出時などに、一時的にお子様をお預かります。	子ども教育部子育て支援課 03-3228-5612 中野区社会福祉協議会(事業委託先) 03-5380-0752
杉並区	1	子育て優良事業者表彰制度	認証、表彰等	企業	[対象]次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した(または作成予定の)区内事業者 [内容]①仕事と家庭の両立を支援する取組や子育て支援に係る地域貢献を行っている事業者を表彰②受賞者と取組事例を区広報・ホームページ、「子育て優良事業者表彰のしおり」(冊子)等で紹介。賞状・副賞(トロフィー)のほかステッカー交付	子ども家庭部管理課庶務係 03-3312-2111(代表)
杉並区	2	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[内容] 「育児のお手伝いをしたい方(協力会員)」と「育児のお手伝いをしたい方(利用会員)」が、地域の中で助け合いながら子育てをする仕組みです。利用には費用がかかります。	子ども家庭部地域子育て支援課子育て支援係 03-5307-0786
杉並区	3	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	育児との両立支援事業	住民	[内容] 中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、親の就労、就職活動または修学などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児を行うホームヘルプサービスを提供します。	子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 03-5307-0343
杉並区	4	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民(一部住民以外でも利用可)	保護者が就労等しており、保育施設や幼稚園に在籍している乳幼児が病気やケガのため集団保育が困難な一時期に施設で一時的に保育看護する。急性期を越えた病状安定期から預かる「病児保育」と回復期に預かる「病後児保育」を実施。	子ども家庭部保育課保育支援係 03-3312-2111(代表)
杉並区	5	一時保育、一時預かり、ひととき保育	育児との両立支援事業	住民(一部住民以外でも利用可)	子育て中の保護者が通院、仕事、リフレッシュ等のために一時的に子ども(乳幼児)を預けたいときに、一時的に預かります。	子ども家庭部保育課保育支援係、保育施設給付係 03-3312-2111(代表) 子ども家庭部地域子育て支援課子育て支援係 03-5307-0786
杉並区	6	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	未就学児や小学校3年生までの病児・病後児又は学童クラブの入会が不承認となった児童を育てている保護者が東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者のベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助します。	子ども家庭部地域子育て支援課子育て支援係 03-5307-0786
豊島区	1	豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	認証、表彰等	企業	[内容] 男女雇用均等・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を認定し、区民等へ広く紹介します。認定企業は、豊島区施工能力審査型総合評価方式やプロポーザル方式による業者選定及び指定管理者選定において加点されることがあります。	男女平等推進センター 03-5952-9501
豊島区	2	一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]家庭で育児している満10ヶ月～就学前の児童 [内容]通院、PTA、仕事、リフレッシュなど子どもを預けて用事を済ませたい時、お子さんを1時間単位でお預かりし、保育します。	東部子ども家庭支援センター 03-5980-5275 西部子ども家庭支援センター 03-5966-3131
豊島区	3	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内に在住する生後43日～小学校修了までの児童 [内容]「子育ての手助けをしてほしい方」と「子育ての手助けをしたい方」が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てを行う相互援助活動です。	子ども家庭部子育て支援課ファミリー・サポート・センター事務局 03-3981-2146

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
豊島区	4	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内に在住する生後43日～18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童 [内容]保護者が疾病などで児童の養育が困難で、他にその児童を養育する人がいない場合、保護者に代わって「施設」や「養育協力家庭」が一時的に養育します。	東部子ども家庭支援センター 03-5980-5275 西部子ども家庭支援センター 03-5966-3131 子ども家庭支援センター 管理グループ 03-6858-7822
豊島区	5	学童クラブ	育児との両立支援事業	住民	学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由により、放課後の時間帯に家庭が留守になる小学校児童のために設けられたもので、集団生活を通し、これらの児童の自立と健全な育成を支援することを目的としています。	教育部 放課後対策課 03-3981-1058
豊島区	6	保育園一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]家庭で育児している満1歳～就学前の児童(地域型の預かり年齢は施設により異なる) [内容]通院、PTA、仕事、リフレッシュなど、お子さんを預けて用事を済ませたい時、お子さんを1時間単位でお預かりし、保育します。	子ども家庭部保育課 03-3981-2028(公立) 03-3981-1823(私立) 03-4566-2481(地域型)
豊島区	7	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象] 豊島区内に住所を有していること。かつ、下記のいずれかに該当していること。 1. 認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している。 2. 東京都認証保育所に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。 3. 東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、保護者が就労証明書を提出できる。 4. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。 5. 認定こども園に在籍し、教育・保育給付認定証の2号の交付をされている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。 ※いずれも受入年齢は利用日現在満1歳を経過しているお子さんとします。 [内容] 認可保育所・幼稚園・認証保育所等に通っているお子さんが「入院の必要はないが家庭で療養できる(病児)」「病気の回復期(病後児)」などで集団保育が適当でない時期に、専用施設でお子さんを一時的にお預かりします。	子ども家庭部保育課 03-3981-1823
豊島区	8	休日保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]豊島区内に住所を有し、利用日現在満1歳を経過していること。かつ、下記のいずれかに該当していること。 1. 認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している。 2. 東京都認証保育所に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。 [内容]就労等により原則、休日等に常態的に保育を必要とする支給認定の対象となったお子さんを、保護者にかわり指定された認可保育所でお預かりし、保育します。	子ども家庭部保育課 03-3981-1823

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
豊島区	9	訪問型病児保育利用料助成	育児との両立支援事業	住民	<p>【対象】 豊島区内に住所を有していること。かつ、下記のいずれかに該当していること。 1、認可保育施設(地域型保育施設を含む)に在籍している。 2、東京都認証保育所に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。 3、東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。又は保護者が就労証明書を提出できる。 4、幼稚園の預り保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。 5、認定こども園に在籍し、教育・保育給付認定証の2号の交付をされている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。 6、その他、区長が特に認めたもの ※いずれの場合も、居宅訪問型病児保育サービスの利用日前後7日以内に医療機関を受診していることが必要となります。</p> <p>【内容】 病気やけがをして登園できない時に、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、その利用料の一部を助成します。</p>	子ども家庭部保育課 03-4566-2496
豊島区	10	サクラーズbiz 応援プロジェクト	その他	女性事業者 起業に関心のある女性	<p>【内容】 豊島区で起業したい、起業した女性を支援するプロジェクトを実施中。 女性限定の起業家交流会やとしま起業スクール(入門コース:女性編)を開催したり、起業相談窓口にて女性相談員を配置するなどしています。</p>	産業観光部産業振興課 03-4566-2742
豊島区	11	こどもつながる定期預かり事業	育児との両立支援事業	住民	<p>【対象】家庭で育児している満6ヶ月～2歳児クラスの児童で、利用認定をお持ちの方 【内容】保育園や幼稚園等に通っていない、生後満6ヶ月～2歳児クラスのお子さんを定期的にお預かりします。</p>	子ども家庭部保育課 03-3981-2028(公立) 03-3981-1823(私立) 03-4566-2481(私立幼稚園・地域型)
北区	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	<p>【対象】 <ファミリー会員> 生後57日目から小学6年生までのお子さんがある区内で在職の方 <サポート会員> 指定の講習会を修了した20歳以上の方 【内容】 保護者が育児できないとき、サポート会員による育児支援を行う。 活動時間:7:00～20:00 有料:基本料金(月～金)児童1人1時間800円 上記以外児童1人 1時間900円 きょうだい同時預かりの場合2人目は半額 1時間当たり400円または450円 ※当日の活動中止の場合、キャンセル料有</p>	子ども家庭支援センター 03-3912-1909
北区	2	乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・協力家庭ショートステイ	育児との両立支援事業	住民	<p>【対象】 ■乳幼児ショートステイ 区内在住の生後43日から2歳未満のお子さん ■子どもショートステイ 区内在住の2歳から18歳未満(18歳到達後最初の3月31日)までのお子さん ■協力家庭ショートステイ 区内在住の2歳から18歳未満(18歳到達後最初の3月31日)までのお子さん 【内容】 保護者が病気、出張や育児疲れ等により育児ができなくなり、他に支援者のいない場合に、施設や協力家庭の自宅ですべてまたは宿泊の一時預かりをする。 ■乳幼児ショートステイ 聖オディリアホーム乳児院 有料 ■子どもショートステイ 児童養護施設「星美ホーム」 有料 ■協力家庭ショートステイ 各協力家庭の自宅 有料</p>	子ども家庭支援センター 03-6903-0511

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
北区	3	放課後留守家庭対策事業	育児との両立支援事業	住民	<p>学童クラブ 〔対象〕 区内在住の小学1年生から3年生までのお子さんがいて、放課後就労等により、適切な保育ができない方 〔内容〕 学校授業日は放課後から18:00(延長育成19:00)、学校休業日は8:15から18:00(延長育成19:00)まで学童クラブでお預かりします。 育成料:月額6,500円(おやつ代含む)(延長育成料:月額2,000円)減免制度あり。 わくわく☆ひろば一般登録 〔対象〕 区内在住の小学1年生から6年生までのお子さんの方 〔内容〕 学校授業日は放課後から17:00(11月～2月は16:30)、学校休業日は9:00から17:00(11月～2月は16:30)です。 育成料:無料 わくわく☆ひろば一般登録早朝・夕方利用 〔対象〕 区内在住の小学1年生から6年生までのお子さんがいて、一般登録早朝・夕方利用時間帯に就労等により、適切な保育ができない方 〔内容〕 早朝利用(土曜・学校休業日のみ)は8:15から9:00、夕方利用は17:00から18:00(11月～2月は16:30から18:00)です。 早朝利用育成料:月額1,000円減免制度あり 夕方利用育成料:月額1,500円減免制度あり</p>	子ども未来部子どもわくわく課 03-3908-9361
北区	4	子どもと家庭の総合相談	その他	住民	<p>〔対象〕 区内在住のお子さんがある方 〔内容〕 子育ても含め、家庭内のことについて何か悩みや疑問がある場合に相談を受ける。</p>	子ども家庭支援センター 03-3927-0874
北区	5	子育ての総合相談	その他	住民	<p>〔対象〕 区内在住のお子さんがある方 〔内容〕 子育ても含め、家庭内のことについて何か悩みや疑問がある場合に相談を受ける。</p>	子ども家庭支援センター 03-3927-0874
北区	6	休日保育	育児との両立支援事業	住民	<p>保護者の就労により、休日(年末年始は除く)に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。 北区内の施設型給付費及び地域型保育給付費の支給確認を受けた施設に在籍している児童(保育認定2号、3号の認定を受けている児童に限る。)又は北区内に住所を有している、8か月以上から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。</p>	子ども未来部保育課保育運営係 03-3908-9127
北区	7	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	<p>病児保育とは、病気の回復期には至っていないが、当面症状の急変が認められない症状のお子さんを、保護者が仕事等の理由により家庭で保育ができない場合に預かる制度です。 病後児保育とは、病気の回復期にあるものの、集団保育は難しい状態のお子さんを、保護者が仕事等の理由により家庭で保育ができない場合に預かる制度です。 利用される場合には、事前に医師の診断が必要となります。 北区内の認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園及び認定こども園等に通園する満1歳から就学前までのお子さん、または、区内に住所を有し、他区市の保育園等に通園する満1歳から就学前までのお子さんをお預かりします。</p>	子ども未来部保育課私立保育園係 03-3908-1333
北区	8	年末特別保育	育児との両立支援事業	住民	<p>保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、12月29・30・31日の3日間、区内認可保育園でお子さんをお預かりする「特別保育」です(私立保育園は12月29日・30日のみです)。 保護者が就労のために年末に保育を必要とする、12月1日現在満1歳から小学校就学前のお子さんで、区内認可保育園に園児と北区内に住所を有し、健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。</p>	子ども未来部保育課保育運営係 03-3908-9127

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
北区	9	緊急保育	育児との両立支援事業	住民	保護者の疾病・出産・看護(家族の入院)等により、緊急に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。 北区内に住所を有し、各実施保育所の入所可能な月齢から就学前までの健康で保育可能なお子さんを、1か月以内で保育が必要な期間お預かりします。	子ども未来部保育課保育運営係 03-3908-9127
北区	10	一時預かり保育	育児との両立支援事業	住民	保護者の冠婚葬祭・地域活動等への参加・休養等により、一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。 北区内に住所を有し、認可保育園等に入園していない8か月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。	子ども未来部保育課保育運営係 03-3908-9127
北区	11	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	日常生活上の突発的な事情などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を助成します。	子ども未来部保育課私立保育園係 03-3908-1333
板橋区	1	産業融資制度における利子補給割合の優遇制度	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等	企業	[対象]次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業 [内容]区産業融資制度において、利子補給割合を優遇	産業振興課経済対策係 03-3579-2173
板橋区	2	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	満1歳以上の未就学のお子さんが病気の回復期または回復期に至らない場合で集団保育の困難な期間において一時的にお預かりする制度です。 また、通所している保育所等で発熱し、保護者の方が迎えに行けない場合に、看護師が保護者の代わりにお迎えに行き病児保育施設で預かる、お迎えサービスも実施しています。 利用には、事前の登録が必要です。	子ども家庭部保育サービス課 民間保育第二係 03-3579-2494
板橋区	3	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	区民主体の子育て援助活動を区が支援しています。 保護者が仕事や通院、地域活動への参加などのために子どもを預かってもらいたいときに、板橋区ファミリー・サポート・センターに登録している援助会員を紹介し、短時間の保育サービスを行います。 利用には、事前の登録が必要です。 対象は、生後43日から12歳までのお子さんです。	子ども家庭部子ども家庭総合支援センター子育てサポート 03-5944-2381
板橋区	4	一時保育	育児との両立支援事業	住民	保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護等の理由でお子さんを保育できない場合、保育園で一時的にお預かりする制度です。 保育年齢・保育時間・利用料金は各実施園により異なります。	子ども家庭部保育運営課 保育運営・給食係(区立保育園) 03-3579-2483 子ども家庭部保育サービス課 民間保育第一係(私立認可保育園) 03-3579-2492 民間保育第二係(小規模保育園) 03-3579-2494
板橋区	5	経営支援事業(社会保険労務士派遣)	育児との両立支援事業	企業	区内中小企業のワークライフバランスを推進する取り組みについて、専門家である社会保険労務士を無料派遣する。	公益財団法人 板橋区産業振興公社 03-3579-2175

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
板橋区	6	「いたばしグッドバランス」 推進企業表彰(いたばし good balance 会社賞)	・表彰 ・産業融資の利子補給割合加算 ・その他	企業	[対象] 板橋区内に本社または主たる事業所があり、 下記について積極的に取り組んでいる中小企 業、一般社団法人及び一般財団法人等の事業 者。 ○長時間労働削減 ○年次有給休暇の取得促進 ○仕事と育児、介護の両立支援 ○男女がともに働きやすい職場づくり ○地域活動への貢献 ○女性活躍の推進 ○シニア世代や障がい者など多様な人材の活 用 など [表彰企業のメリット] ○区広報、ホームページ、情報誌等によるPR ○板橋区産業融資の利子補給割合加算 ○区ホームページのバナー広告無料掲載 ○総合評価方式による入札における加算	総務部男女社会参画課 03-3579-2486
板橋区	7	ショートステイ・トワイライ トステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が、病気や出産、出張、育児疲れなど でお子さんを養育することができない場合に、 専用の施設でお預かりします。対象は、2歳か ら12歳までのお子さんです。	子ども家庭部子ども家庭総 合支援センター子育てサ ポート 03-5944-2381
板橋区	8	乳児ショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が、病気や出産、出張、育児疲れなど でお子さんを養育することができない場合に、 乳児院でお預かりします。対象は、生後43日か ら2歳未満のお子さんです。	子ども家庭部子ども家庭総 合支援センター子育てサ ポート 03-5944-2381
板橋区	9	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が、病気や出産、出張、育児疲れなど でお子さんを養育することができない場合に、 協力家庭でお預かりします。対象は、生後43日 から18歳未満までのお子さんです。	子ども家庭部子ども家庭総 合支援センター子育てサ ポート 03-5944-2381
板橋区	10	育児支援ヘルパー派遣 事業	育児との両立支援事業	住民	妊娠中の保護者がいる世帯から、3歳未満の 児童がいる世帯を対象に「育児支援ヘルパー」 がご自宅を訪問し、家事・育児などの支援を行 います。	子ども家庭部板橋区子ども 家庭総合支援センター 育児 支援ヘルパー担当 0120- 022-177
板橋区	11	ベビーシッター利用料助 成事業	育児との両立支援事業	住民	日常生活上の突発的な事情などのために、一 時的にベビーシッターによる保育を必要とする 保護者に対し、その利用料の一部を補助しま す。(待機児童等を対象とした「事業者連携型」 とは異なります)。	ベビーシッター利用料助成事業 板橋区専用コールセンター 0120-212-115 ※年度内に電話番号が変更に なる場合があります。
板橋区	12	産前産後支援事業(産後 ドゥーラ)	育児との両立支援事業	住民	妊娠中から産後6か月未満の方を対象に、専 門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」がご 自宅を訪問し、お母さまに寄り添いながら心身 のケアや家事・育児のサポートをします。	子ども家庭部子ども家庭総 合支援センター子育てサ ポート 03-5944-2381
練馬区	1	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]保育所などに通所する区内在住のお子 さん、区内保育所などに通所するお子さんと、 生後6か月から10歳未満の児童 [内容]病気の回復期で集団保育の難しい期間 や、病気の回復期には至らないが、当面急変 の恐れのない期間に一時的に保育します。	保育課保育サービス推進係 03-5984-1622
練馬区	2	ファミリーサポート(育児 支えあい)事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]練馬区民で、生後58日から小学校6年生 までの児童の保護者 [内容]保護者が仕事や外出などでお子さんを 預かって欲しいときに、援助会員が有償でお預 かりする会員組織です。ご利用にあたっては利 用会員としての登録が必要です。	子ども家庭支援センター育 児支援係 03-5984-5673

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
練馬区	3	一時保育	育児との両立支援事業	住民	○乳幼児一時預かり事業 [対象]練馬区民で、生後6か月から小学校就学前までの児童 [内容]保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わずに区内の子ども家庭支援センター内にある5か所のびよびよでお子さんの一時預かりを行います。3時間1単位です。ご利用にあたっては事前登録が必要です。	○乳幼児一時預かり事業 子ども家庭支援センター育児支援係 03-5984-5673
					○一時預かり事業 [対象]練馬区民で、生まれた日を含め生後58日から小学校就学前までの児童※施設により対象年齢が異なります。 [内容]保護者の育児疲れ解消、急病や出産など様々な理由で一時的にお子さんを預けたいときに、保育園の専用スペース等で一時預かりを行います。ご利用にあたっては利用する保育園で事前登録が必要です。	○一時預かり事業 保育課私立保育所係 03-5984-1634
練馬区	4	子どもショートステイ(短期入所)事業	育児との両立支援事業	住民	[内容]出産、病気、看護、冠婚葬祭、出張などで家庭での養育が困難なときに専用の施設でお子さんをお預かりする、宿泊型の一時保育です。	子ども家庭支援センター育児支援係 03-5984-5673
練馬区	5	子どもワイラーステイ(夜間一時保育)	育児との両立支援事業	住民	[内容]保護者が残業などでお子さんの養育が一時的に困難となり、ほかに養育のできる方がいないときに、お子さんを午後5時から午後10時まで施設にてお預かりします。施設と保育園などの間の送迎サービス(有料)も利用できます。	子ども家庭支援センター育児支援係 03-5984-5673
足立区	1	育児・介護休業取得応援奨励金	・助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等 ・育児との両立支援事業	企業	[対象]区内で実質的に事業活動を行っている事業者 [内容]東京しごと財団が実施する「働くパパママ育業応援奨励金」「介護休業取得応援奨励金」を受給した対象事業者に対して、区が上乗せとして15万円の奨励金を交付する。	多様性社会推進課 03-3880-5222
足立区	2	専門家派遣事業	コンサルタント、アドバイザー等派遣	企業	[対象]区内の事業所で実質的に事業活動を行っており、常時雇用する従業員の数がおおむね300人以下の事業者 [内容]ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業ごとの個別課題の解決に向けて、社会保険労務士や経営コンサルタントを派遣する。	多様性社会推進課 03-3880-5222
足立区	3	認可保育所	育児との両立支援事業	住民	[対象]0歳から就学前の児童(一部保育園では1歳からが対象) [内容]保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる。	保育・入園課入園第一係～第三係 03-3880-5263
足立区	4	東京都認証保育所	育児との両立支援事業	住民	[対象]A型…0歳から就学前の児童、B型…0歳からおおむね2歳までの児童 [内容]保育を必要とする子どもを預かる。都が独自の基準を設けて認証した保育所で、定員20～120人のA型と、定員6～29人のB型の二種類がある。申し込みは、各認証保育所に直接連絡。	幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係 03-3880-8013
足立区	5	病後児保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]1歳から就学前までの児童 [内容]児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育園に付設された専用スペースで、体調や生活リズムに合わせた保育を行う。	保育・入園課保育調整係 03-3880-5872
足立区	6	休日保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]対象年齢は各施設により異なる。 [内容]休日に東京都認証保育所で預かる。申し込みは、各施設に直接連絡。	幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係 03-3880-8013
足立区	7	家庭的保育(保育ママ)事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後57日目から2歳児までの児童 [内容]保護者の就労等で保育を必要とする児童を家庭的保育者の自宅等で預かる。定員5名以下を対象に、国及び足立区の基準を満たした施設で、家庭的な保育環境と愛情の中ですこやかに育てることを目的に保育を行う。	幼稚園・地域保育課地域保育係 03-3880-5428

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
足立区	8	小規模保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]0歳から2歳児までの児童 [内容]保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる。定員6名から19名を対象に、国及び足立区の基準を満たした保育専用施設で、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う。	幼稚園・地域保育課地域保育係 03-3880-5428
足立区	9	子ども預かり・送迎等支援事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]0歳から小学生までの子ども [内容]子育てホームサポーターが自宅またはサポーター宅で、一時的な預かりなど子育て支援を行う。要事前登録(登録料年2400円)。基本料金1時間500円、土日祝日・時間外などは1時間800円。	子ども政策課子育て応援係 03-3880-0719
足立区	10	あだちファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後6か月から小学生までの子ども [内容]提供会員が、子どもの保育施設等への送迎や一時的な預かりを行う。	(福)足立区社会福祉協議会 あいあいサービスセンター 03-3856-0274
足立区	11	学童保育室事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]小学校1～6年生で放課後、保育が必要な児童 [内容]保護者が就労や病気等により、放課後等に保育を必要とする家庭の児童を預かり、健全育成を行う。基本の保護者負担金、月額6,000円/人。	学童保育課 03-3880-5863
足立区	12	一時保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]0歳から就学前までの児童 [内容]保護者が一時的に保育することが困難な乳幼児を、保育所等で一時的に預かる。500円/時(給食代・おやつ代別)	保育・入園課保育調整係 03-3880-5872
足立区	13	病児保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後6か月から小学3年生までの児童 [内容]児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院に付設された専用スペースで一時的に保育を行う。	保育・入園課保育調整係 03-3880-5872
足立区	14	足立区ベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)	育児との両立支援事業	住民	[対象]区内在住で児童が保育所等を待機している、または、1年間の育児休業満了後復職する保護者 [内容]養育する児童の保育をベビーシッターに依頼する場合に、料金の一部を負担軽減する。利用者負担額は1時間あたり150円(※補助により、無償となります)。利用者が負担したベビーシッターの交通費を1月あたり20,000円まで補助。 ※時間数の上限あり。都の認定を受けた事業者と直接契約し、要件を満たすベビーシッターを利用する必要あり。	保育・入園課入園第一係～第三係 03-3880-5263
足立区	15	足立区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	[対象] ・区内在住で就学前までの児童の保護者 ・学童保育室不承認通知書により待機となった小学1・2年生の保護者 [内容] 保護者が一時的に保育することが困難な児童をベビーシッターに依頼する場合に補助を行う。補助上限額は日中時間(7時から22時まで)1時間あたり2,500円、夜間利用(22時から翌7時まで)1時間あたり3,500円。※年度の利用時間数上限あり。都の認定を受けた事業者と直接契約し、要件を満たすベビーシッターを利用する必要あり。	幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係 03-3880-8013
足立区	16	eラーニング事業	ワーク・ライフ・バランス推進事業	企業	[対象]区内の事業所で実質的に事業活動を行っており、常時雇用する従業員の数がおおむね300人以下の事業者 [内容]ワーク・ライフ・バランス推進に取り組もうとしている事業者に対して、必要な法令知識、ノウハウ、最新事例等を学べる研修の提供を行う。	多様性社会推進課 03-3880-5222

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
葛飾区	1	葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	認定、表彰等	企業	[対象]区内従業員数300人以下の中小企業等 [内容]仕事と生活の調和を推進している企業等を認定し、区ホームページ等を通じて公表を行う。	総務部 人権推進課 男女平等推進係 03-5698-2211
葛飾区	2	葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	コンサルタント、アドバイザー等派遣	企業	[対象]区内従業員数300人以下の中小企業等 [内容]職場環境を整備し、仕事と生活の両立推進に取り組もうとする企業等にアドバイザー(社労士)の派遣を行う。	産業観光部 産業経済課 03-3838-5556
葛飾区	3	葛飾区中小企業融資あっせん制度	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	企業	中小企業信用保険法による中小企業で、葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けている企業に対し、中小企業融資をあっせんし、融資実行後に信用保証料と利子の一部補助を行う。	産業観光部 産業経済課 03-3838-5556
江戸川区	1	子育てひろば	その他	住民	[対象]就学前の乳幼児と保護者 [内容]親子が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換ができる場です。区内20か所に設置しています。	子ども家庭部子育て支援課 計画係 03-5662-0659
江戸川区	2	ファミリー・サポート・センター	育児との両立支援事業	住民	[内容]子育ての手助けが必要な方(依頼会員)と子育ての手助けができる方(協力会員)がそれぞれファミリー・サポートの会の会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動事業です。	江戸川区ファミリー・サポート・センター 03-5662-0364
江戸川区	3	一時保育	・育児との両立支援事業 ・その他	住民	[対象]就学前のお子さん [内容]保護者の通院、冠婚葬祭への出席やリフレッシュなど様々な理由で一時的に保育が必要な場合に、私立保育園でお子さんをお預かりします。 ※事前登録が必要です。	子ども家庭部子育て支援課 計画係 03-5662-0659
江戸川区	4	緊急一時保育	・育児との両立支援事業 ・その他	住民	[対象]1歳～就学前のお子さん ※食事等、集団保育が可能で健康なお子さん [内容]保護者が入院などで一時的に保育が必要なお子さんを対象に、区立保育園で緊急一時保育を行います。 ※利用はご家族等の支援が得られない緊急の場合に限ります。また、園の受入れ態勢により、ご希望に沿えないことがあります。	子ども家庭部保育課保育係 03-5662-0066
江戸川区	5	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後6か月～小学校3年生まで [内容]病気の回復期等にあたり、まだ集団生活が困難なお子さんを医療機関の付帯施設でお預かりします。	子ども家庭部子育て支援課 計画係 03-5662-0659
江戸川区	6	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	子どもショートステイ事業 [対象]～18歳(満18歳に達した日以後最初の3月31日まで)のお子さん [内容]保護者が病気や出産、介護、冠婚葬祭、仕事、育児疲れなどの理由で、宿泊を伴う保育が必要になった場合に、委託施設や協力家庭でお子さんを一時的にお預かりします。	江戸川区こども家庭センター 相談課 03-5678-1810
江戸川区	7	子どもワイルドステイ事業	育児との両立支援事業	住民	子どもワイルドステイ事業 [対象]12歳～12歳のお子さん [内容]午後3時から午後10時までの間、保護者が病気や出産、介護、冠婚葬祭、仕事、育児疲れなどの理由で、宿泊を伴わない保育が必要になった場合に、委託施設でお子さんを一時的にお預かりします。	江戸川区こども家庭センター 相談課 03-5678-1810

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
江戸川区	8	休日デイサービス事業	育児との両立支援事業	住民	休日デイサービス事業 [対象]～6歳(満6歳に達した日以後最初の3月31日まで)のお子さん [内容]日曜日・祝日・振替休日(年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時30分までの間、保護者が病気や出産、介護、冠婚葬祭、仕事、育児疲れなどの理由で、宿泊を伴わない保育が必要になった場合に、委託施設でお子さんを一時的にお預かりします。	江戸川区こども家庭センター相談課 03-5678-1810
江戸川区	9	ワーク・ライフ・バランス推進資金融資	融資利子の優遇	企業	[対象]区内中小企業 [内容]以下の融資対象への利子補給の優遇事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境及び男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用	産業経済部経営支援課融資係 03-5662-0538
江戸川区	10	2歳以降の長期育休支援制度	・助成金、奨励金、融資利子の優遇・あつ旋等 ・育児との両立支援事業	企業・住民(区内在住・在勤)	[対象]子育て先進企業として区が認定した企業とその企業に勤めている育休制度を利用している区民 [内容]①育休者又はその配偶者が妊娠届を提出した日以降の代替従業員にかかる求人広告費。 ②子が2歳以降の育休期間中において、代替従業員の賃金月額が育休取得者の賃金月額を上回る場合の差額。 ③国の育児休業給付金(育休開始後6か月以降の金額)と同額を認定を受けた事業者に勤める区内在住の従業員に支給。	子ども家庭部子育て支援課計画係 03-5662-0659
江戸川区	11	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	保護者のリフレッシュ等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者にその利用料の一部を補助(補助内容) 最初の50時間利用分:全額補助 50時間以降利用分:2,500円/時間 ※夜間利用分については3,500円/時間	子ども家庭部子育て支援課計画係 03-5662-0659
八王子市	1	子育て応援企業	認証、表彰等	企業	[対象]市内の会社・商店、事業所、団体等 [内容](1)子育て・子育てにやさしく協力的な企業(子育て応援企業)を登録し、取組内容を冊子等で広く紹介(2)子育て応援企業は、市が認めた場合、広告等にシンボルマークを表示できる。また、掲出用ペナントを進呈	子ども家庭部子どものしあわせ課 042-620-7391
八王子市	2	ショートステイ・トワイライトステイ	育児との両立支援事業	住民	保護者が一時的に児童の養育が出来ないときに、児童を宿泊(ショートステイ)または、17:00～22:00の間、施設で短期的に養育をします。	子ども家庭部こども家庭総合センター 042-656-8225
八王子市	3	一時保育	育児との両立支援事業	住民(一部住民以外でも利用可)	保護者が就労・傷病・冠婚葬祭などで、一時的に保育を必要とする場合、お子さんをお預かりします。	子ども家庭部保育幼稚園課公立保育所運営担当 042-620-7447
八王子市	4	緊急保育	育児との両立支援事業	住民(一部住民以外でも利用可)	保護者が傷病・看護・介護・災害などで1週間以上(最大4週間)家庭での保育が困難になったときに、お子さんをお預かりします。	子ども家庭部保育幼稚園課公立保育所運営担当 042-620-7447
八王子市	5	休日保育	育児との両立支援事業	住民(一部住民以外でも利用可)	年末年始(12/29～1/3)を除く、日曜日や祝日に、保護者が就労などにより保育を必要とするお子さんを対象に、お預かりします。	子ども家庭部保育幼稚園課公立保育所運営担当 042-620-7447
八王子市	6	年末保育	育児との両立支援事業	住民(一部住民以外でも利用可)	年末(12/29～12/31の間)に、保護者が就労などにより保育を必要とするお子さんを対象に、お預かりします。	子ども家庭部保育幼稚園課公立保育所運営担当 042-620-7447
八王子市	7	病児・病後児保育室	育児との両立支援事業	住民以外でも利用可	お子さんが風邪等の病気にかかり集団生活が困難で、保護者が仕事、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭等により家庭で育児ができない場合に一時的にお子さんをお預かりし、保護者の子育てを支援します。	子ども家庭部保育幼稚園課 042-620-7248
八王子市	8	八王子ファミリーサポートセンター	育児との両立支援事業	住民	育児の援助を受けたい人(有償ボランティア)に登録していただき、会員同士が相互に援助活動を行う事業です。	子ども家庭部こども家庭総合センター 042-656-8225 042-648-2157(ファミリーサポートセンター直通)

ライフ・ワーク・バランス支援事業一覧表(区市町村)

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
八王子市	9	ハローベビーサポート	育児との両立支援事業	住民	家事や育児の援助を必要としている家庭にヘルパーが訪問し、家事や育児補助を行う子育て支援サービスです。	子ども家庭部こども家庭総合センター 042-656-8225
八王子市	10	ベビーシッター利用者支援事業(待機児童対策)	育児との両立支援事業	住民	[対象]市内在住、0～5歳の待機児童の保護者 [内容]対象児童が保育所に入所できるまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を、1時間あたり150円で利用できる制度	子ども家庭部保育幼稚園課 042-620-7369
立川市	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育てを手伝ってほしい方(依頼会員)と、子育てのお手伝いができる方(援助会員)、その両方を兼ねる方(両会員)が会員となって地域での子育てを支える制度です。(事前登録制)	子ども家庭部子ども家庭センター ファミリー・サポート・センター 042-528-6873
立川市	2	病児保育室事業	育児との両立支援事業	住民	病气やけがのため保育園や幼稚園、小学校等に通園、通学ができないお子さん、また保護者の都合でご自宅で看護が困難になったお子さんを一時的にお預りします。	保育課給付係 042-523-2111 (代表) 内線: 1323・1324
立川市	3	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	認定、表彰等	企業	ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む市内の事業所を認定し、その取り組みについて市のホームページや情報紙等で広く紹介します。	男女平等推進課 042-528-6801
立川市	4	一時的保育事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方の短時間の就労や育児疲れのリフレッシュなど、理由を問わずお子さんをお預かりする制度です。利用にあたっては、事前に利用する施設での面接・登録が必要です。	保育課入園認定係 042-523-2111 (代表) 内線: 1325～1330
立川市	5	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が病气、出産、入院などで、子どもの養育ができないとき、市内の児童養護施設でお子さんを短期間お預りします。入所中は、食事や身のまわりのことや通園・通学のお世話をします。	子ども家庭部子ども家庭センター子ども家庭相談係 042-528-6871
立川市	6	育児支援ヘルパー事業	育児との両立支援事業	住民	産前・産後の大変な時期に、ヘルパーを派遣し、育児・家事などの支援を行います。	子ども家庭部子ども家庭センター保健指導係 042-528-6876
武蔵野市	1	子育て支援ショートステイ	育児との両立支援事業	住民	[対象]2歳～小学校6年生までのお子さん [内容]保護者が入院、介護、育児疲れ等のため一時的にお子さんの養育ができず宿泊で保育が必要な場合、市内の児童養護施設にてお子さんを短期間お預りします。	子ども家庭支援センター 0422-60-1850
武蔵野市	2	産前・産後支援ヘルパー	育児との両立支援事業	住民	[対象]母子手帳取得～出産日から6か月未満(単胎)3年未満(多胎) [内容]家事や育児が困難なお母さんのいるご家庭にヘルパーを派遣して家事援助や上の子の世話等を行います。	子ども子育て支援課 0422-60-1239
武蔵野市	3	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後6か月～小学6年生のお子さんのいる家庭 [内容]子育てのお手伝いをしたい地域の方(サポート会員)と、子育てのお手伝いをしてほしい方(ファミリー会員)の会員組織です。保育園・幼稚園等への送迎や一時的な預かりを行います。	武蔵野市ファミリー・サポート・センター 0422-30-8077
武蔵野市	4	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	育児との両立支援事業	住民	[対象]0歳～小学3年生以下のお子さんのいるひとり親家庭 [内容]就労等により日常生活の援助を必要とする場合、ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター 0422-60-1850
武蔵野市	5	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	[対象]生後6か月から小学校3年生までの児童 [内容]病氣中または病氣の回復期にあるが、保護者が不在のため自宅で療養できないお子さんを、一時的にお預りします。	子ども育成課 0422-60-1843

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
武蔵野市	6	ベビーシッター利用料の助成	育児との両立支援事業	住民	【対象】小学校就学前の児童 【内容】日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成します。	子ども育成課 0422-60-1843
三鷹市	1	子どもショートステイ	育児との両立支援事業	住民	[対象]三鷹市に住所があり、健康で集団保育が可能な一歳6か月から中学3年生までの児童※特別な事由があるときは年齢について相談可 [内容]宿泊を伴う養育、施設から幼稚園・保育園や学校等への送迎	子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぼん 0422-40-5925
三鷹市	2	病児保育事業	育児との両立支援事業	住民	[内容]病気または病気の回復期で集団保育が困難なお子さんについて、2施設において病児保育を行います。 [対象]1.市内に住所を有しており、生後4か月から小学校就学前までであること 2.病気または病気の回復期で集団保育が困難であり、かつ、病児保育の利用が可能である旨の医師の診断を受けていること 3.保護者が、就労等により保育を行うことが困難であり、かつ、他に保育を行う方がいないこと 4.利用前に市へ登録申込みをしていること	子ども政策部 子ども育成課 保育施設係 0422-29-9672
三鷹市	3	ファミリーサポート	育児との両立支援事業	住民	【対象】会員(生後3か月以上小学校4年生以下の子どもがいる方で会員登録した方) 【内容】子どもの一時的な預かりや保育園・幼稚園の送迎等の援助	子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぼん 0422-76-6817/0422-40-5925
三鷹市	4	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	対象、内容は各施設に確認	三鷹市子ども政策部子ども家庭課子ども家庭総務係 0422-24-7120
三鷹市	5	トワイライトステイ	育児との両立支援事業	住民	【対象】集団保育が可能な生後3か月～小学校6年生の児童 【内容】保護者が仕事等で帰宅が遅くなったり休日不在などにより保育できないときに、日中・夜間の保育を実施	三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば 0422-40-2926
三鷹市	6	特定一時保育	育児との両立支援事業	住民	【対象】集団保育が可能な生後3か月～就学前の児童 【内容】保護者の入院、介護、死亡、災害・事故、冠婚葬祭などにより保育できないときに、15日以内で日中の保育を実施	子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぼん 0422-76-6817/0422-40-5925
三鷹市	7	育児支援ヘルパー事業	育児との両立支援事業	住民	【対象】三鷹市に住所があり、1歳未満のお子さんの世話を日中一人でやっている保護者 【内容】有償ボランティアである「育児支援ヘルパー」の派遣	子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぼん 0422-76-6817/0422-40-5925
三鷹市	8	ふたご家庭等支援事業	育児との両立支援事業	住民	【対象】三鷹市に住所があり、3歳未満のふたご等多胎児の世話を日中一人でやっている保護者 【内容】有償ボランティアである「ふたご家庭サポーター」の派遣	子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぼん 0422-76-6817/0422-40-5925
三鷹市	9	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	【対象】0歳～小学校3年生の児童の保護者(保護者・児童ともに三鷹市に住所のある方) 【内容】東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする方や共同保育を必要とする方に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成します。	子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭支援センターりぼん 0422-76-6817/0422-40-5925
青梅市	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	いろいろな事情で、保育園や学童保育所などへの送迎や自宅での育児ができないときに、一時的に子どもの預かりや送迎をお手伝いします。	こども家庭部子育て応援課 0428-22-1111(代表) 青梅市ファミリー・サポート・センター 0428-23-3888 0428-23-9338

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
青梅市	2	乳幼児ショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が病気・育児疲れ・看護・事故・冠婚葬祭などで、一時的に保育できなくなった場合に、市が委託する児童福祉施設でお子さんの保育を行います。(原則7日以内) [対象]生後57日～未就学児	こども家庭部子育て応援課 0428-22-1111(代表)
昭島市	1	フレッシュママパパ学級	育児との両立支援事業	住民	これから赤ちゃんを迎えるお母さん、お父さんを対象に、夫婦で協力して、出産・育児に臨めるよう学びを深める教室です。	子ども家庭部 こども家庭センター 母子保健係 042-519-6006
昭島市	2	昭島市子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	一時的にお子さんの養育が困難な状況になった時にお預かりするサービスです。保護者のかたが病気、冠婚葬祭、急な出張、育児不安などで、他に養育できるかたがいない場合に利用できます。(要相談)	子ども家庭部 こども家庭センター 子ども家庭支援係 042-543-9046
昭島市	3	昭島市子どもトワイライトステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が就労、就学、病気などで帰宅が夜間にわたる場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりするサービスです。	子ども家庭部 子ども育成支援課 地域支援係 042-544-5111
昭島市	4	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての手助けが必要な人(利用会員)と子育てを手伝ってあげられる人(協会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする子育て支援ネットワークです。	子ども家庭部 子ども育成支援課 地域支援係 042-544-5111 社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会 昭島市ファミリー・サポート・センター 042-544-0388
調布市	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育てのお手伝いをお願いしたい方(依頼会員)とお手伝いできる方(協会員)が互いに協力しあう会員組織。	調布市子ども家庭支援センターすこやか 042-481-7730(ファミサポ専用)
調布市	2	トワイライトステイ事業	育児との両立支援事業	住民	仕事などで恒常的に保護者の帰りが遅い場合に夜間(午後10時まで)子どもを預かる事業。(会員登録制)	調布市子ども家庭支援センターすこやか 042-481-7733
町田市	1	仕事と家庭の両立推進企業賞	認証、表彰等	企業	[内容] ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む企業等を表彰し「広報まちだ」・町田市ホームページ・リーフレット等で紹介	市民部市民協働推進課男女平等推進センター 042-723-2908
小金井市	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]住民 [内容]子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)とそのお手伝いをしたい方(協会員)の会員組織で、地域の中で相互に助け合いながら子育てをする、有償のボランティア活動です。	子ども家庭部こども家庭センター内 小金井ファミリー・サポート・センター 042-320-1701
小金井市	2	親子あそびひろばゆりかご	その他	住民	[対象]住民 [内容]小さな子どもたちやお母さん・お父さんが自由に遊んだり、おしゃべりできる空間です。スタッフも仲間に加わりながら、一緒に遊んだり、ちょっとした悩みを聞いたり、子育てをする時間や思いを分かち合ったりできたらいいと思います。	子ども家庭部こども家庭センター内 042-321-3141
小金井市	3	一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]住民 [内容]保護者が傷病、断続的又は短時間就労、心理的・肉体的負担の解消等の理由により、一時的に保育を必要とする時、お子様を一時的にお預かりします。	子ども家庭部保育課 042-387-9846
小金井市	4	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が傷病、看護、育児疲れその他の理由により、お子さんを一時的に養育することが困難になった場合に、保護者に代わって市が指定する施設でお子さんをお預かりする事業です。	子ども家庭部こども家庭センターこども家庭相談係 042-321-3161

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
小金井市	5	トワイライトステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が仕事その他の理由により平日夜間不在となり、お子さんの養育が困難な場合に、保護者に代わって市が指定する施設で夕方から夜間にかけて、お子さんをお預かりする事業です。	子ども家庭部こども家庭センターこども家庭相談係 042-321-3161
小金井市	6	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業	育児との両立支援事業	住民	母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。	子ども家庭部子育て支援課 子育て支援係 042-387-9836
小金井市	7	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付事業	育児との両立支援事業	住民	母子家庭の母または父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するための養成機関での一定の受講期間について、生活の負担の軽減を図る費用の一部を補助します。	子ども家庭部子育て支援課 子育て支援係 042-387-9836
小金井市	8	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	保育施設等に通所しており、病氣中又は病氣の回復期にあり集団保育が困難なお子さんを、専用の設備を備えた保育室で一時的にお預かりして保育を行います。	子ども家庭部保育課 042-387-9846
小金井市	9	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が、傷病・看護、冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを一時的に育てることが困難になった時に、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)、子どもをお預かりする事業です。	子ども家庭部こども家庭センターこども家庭相談係 042-321-3161
小金井市	10	育児支援ヘルパー事業	育児との両立支援事業	住民	切迫早産等で安静を要する妊婦や出産直後の産婦、または多胎児家庭で、日中に家族等の援助を受けることが難しく、家事・育児のサポートが必要なご家庭にヘルパーが伺い、身のまわりのお世話や育児のお手伝いをする事によって、お母さんの肉体的・精神的負担を軽減し、生活を支援する事業です。	子ども家庭部こども家庭センターこども家庭相談係 042-321-3161
小平市	1	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	生後6か月から就学前までの、病氣やけが、またはその回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりして保育を行う。	こども家庭部保育課 042-346-9848
小平市	2	認定家庭福祉員事業	育児との両立支援事業	住民	保育士等の資格を有する家庭福祉員が、自宅で2歳児までの保育を行う。	こども家庭部保育課 042-346-9645
小平市	3	ファミリー・サポート・センター	育児との両立支援事業	住民	育児の援助を行いたい人(提供会員)と受けたい人(利用会員)の相互の育児援助活動を支援する。	こども家庭部こども若者みらい課 042-346-9815 小平市ファミリー・サポート・センター 042-348-1780
日野市	1	一時保育(0歳児)	育児との両立支援事業	生後3か月から1歳未満のお子さん(3.4か月健診受診済み) ※ほかほか保育園豊田園のみ生後6か月から	保護者の仕事や通院、リフレッシュなどのために、保育園や幼稚園に入園していない場合でも、一時的に子供を預けることができます。利用時は事前申込みや抽選などを行う場合があります。	子ども部子ども家庭支援センター地域支援係 042-506-2151
日野市	2	一時保育(1歳以上)	育児との両立支援事業	満1歳～就学前まで ※ほかほか保育園豊田園のみ5歳児まで	保護者の仕事や通院、リフレッシュなどのために、保育園や幼稚園に入園していない場合でも、一時的に子供を預けることができます。利用時は事前申込みや抽選などを行う場合があります。	子ども部子ども家庭支援センター地域支援係 042-506-2151
日野市	3	トワイライトステイ事業	育児との両立支援事業	満1歳～小学校6年生まで	保護者の仕事や病氣の療養で帰宅が遅い場合、専用の施設等で18時から22時頃まで子供を預けることができます。夕食提供など、生活のサポートもしています。	子ども部子ども家庭支援センター地域支援係 042-506-2151

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
日野市	4	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子供を預けたいけれど、近くに頼れる相手がいない時、子育てを手伝ってほしい人と手伝いたい人を結び、地域で子育てを支援する相互援助活動です。ファミリー・サポート・センターに登録することで利用できます。保育園・幼稚園への送迎及び預かり、保護者の病気・冠婚葬祭の際の預かり等ができます。	子ども部子ども家庭支援センター地域支援係 042-506-2151
日野市	5	産前産後世帯サポート事業	育児との両立支援事業	市内在住の妊娠が判明して母子健康手帳を取得してから、出産後1年未満の市民	訪問支援員が自宅を訪問し、家事支援、育児の介助を行うことにより、家庭で安定した養育環境を整えることを目的とする事業です。 ※自己負担がございます。詳細は日野市ホームページをご参照ください。	子ども部子ども家庭支援センター相談支援係 042-506-2152
日野市	6	子育てモバイルサービス「ほけつとなび」	育児との両立支援事業	住民	「ほけつとなび」は、日野市で子育てをしているあるいは、今後子育てを始める保護者の皆様や子育て支援に感心のある方を対象に、子育てに必要な行政情報をお届けする無料のサービスです。 行政情報のほかに、予防接種スケジュールの自動作成や施設利用予約、地図検索機能など、便利な機能も充実しております。 ※ユーザー登録が必要です。 ※通信費はご自身の負担となります。	子ども部子ども家庭支援センター地域支援係 042-506-2151
日野市	7	多胎児家庭サポーター事業利用料助成	育児との両立支援事業	・市内在住の多胎妊婦、または3歳未満の多胎児を養育している世帯 ・市が定めたサービス提供協力者に費用の支払いを行った方	多胎児を妊娠している方や、生後3歳未満の多胎児(双子や三つ子など)を養育している方が、家事育児のサポートやアドバイスを受けるために支払った費用に対し、その経費の一部を助成することで、多胎児の不安を解消し、安心して子育てができることを目的とする事業です。 ※利用の流れなどは日野市ホームページをご参照ください。	子ども部子ども家庭支援センター母子保健係 042-843-3663
東村山市	1	東村山市ファミリー・サポート・センター	育児との両立支援事業	住民	地域において、“育児の援助をしたい方(提供会員)”と“育児の援助をしてほしい方(依頼会員)”が会員登録をして、地域の中で子育てを支援をしていく、相互たすけあい活動。	子ども家庭部地域子育て課 042-393-5111(代)
東村山市	2	一時保育	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が就労、通院などの理由で保育が必要な場合、または病気や出産等で入院するなど、家庭での保育が一時的に困難となった場合にお子さんをお預かりする制度。	子ども家庭部保育幼稚園課 042-393-5111(代)
東村山市	3	子どもショートステイ	育児との両立支援事業	住民	保護者の疾病・出産等により家庭において養育ができない児童を、市が委託する施設で一時的に養育する事業。	子ども家庭部子ども家庭センター 042-393-5111(代)
東村山市	4	児童クラブ	育児との両立支援事業	住民	保護者の就労などにより放課後育成支援が必要な小学生(1年～6年)を対象にして、基本的な生活習慣を身につけ、健やかな成長発達を図ることを目的とした事業。	子ども家庭部児童課 042-393-5111(代)
東村山市	5	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。	子ども家庭部保育幼稚園課 042-393-5111(代)
東村山市	6	「東村山就職情報室」利用者向け保育サービス	育児との両立支援事業	住民	「ハローワーク立川」と東村山市が共同運営する地域密着型のハローワーク「東村山就職情報室」の利用者向けに、毎週木曜日、保育サービスを提供します。 [対象]生後3か月から未就学児まで 最長1時間30分	市民部市民協働共生課 042-393-5111(代)
東村山市	7	東村山市ワーク・ライフ・バランス推進優良企業認定制度	認定、表彰等	企業	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業を市が認定します。認定企業には、認定証の交付、市HPIに社名掲載、公益財団法人東京都中小企業振興公社の専門家派遣事業利用金一部補助、総合評価方式入札時の加点といった特典があります。募集期間: 令和8年4月1日～5月15日	市民部市民協働共生課 042-393-5111(代)

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
国分寺市	1	<u>ファミリー・サポート・センター事業</u>	育児との両立支援事業	住民	育児の援助をしたいかた(援助会員)と、育児の援助をしてほしいかた(利用会員)が育児の相互援助活動を行なう会員組織です。保育施設・学童保育所や習い事などの送迎やその前後、保護者の通院・就労などお子さんと一緒にいられない時、保護者のリフレッシュ時にお子さんをお預かりします。	子ども家庭部 子育て相談室 地域支援係 042-321-1801 ファミリー・サポート・センター 042-505-5466
国分寺市	2	<u>一時保育事業</u>	育児との両立支援事業	住民	保護者が短期間の就労や就学を希望する場合や、育児の息抜きなどをするときには、一時保育を利用できます。具体的な利用条件、申込み、料金などについては、各施設に直接お問い合わせください。ほとんどの施設が事前登録制です。	子ども家庭部 保育幼稚園課 給付管理係 042-325-0111
国分寺市	3	<u>病児・病後児保育事業</u>	育児との両立支援事業	住民	病児対応型施設では病気の回復期に至っておらず、かつ、当面の症状の急変が認められない児童を病院に付設された専用の場所で一時的に保育します。 病後児保育室では、病気の回復期にあり、集団での保育が困難である児童に対し、安静の確保に配慮して保育を行います。 市内在住者で、国分寺市内・外の認可保育所、認可外保育施設(事業所・院内保育室等含む)、幼稚園、幼稚園類似施設、市内の学童保育施設に通っている小学校3年生までのお子さんが対象です。	子ども家庭部 保育幼稚園課 入園相談係 042-325-0111
国分寺市	4	<u>子どもショートステイ事業</u>	育児との両立支援事業	住民	保護者が疾病・出産その他の理由により一時的にお子さんを養育することが困難になった場合に、児童養護施設において一時的に養育します。	子ども家庭部 子育て相談室 相談支援係 042-321-1809
国立市	1	<u>ファミリー・サポート・センター(育児支援あい)事業</u>	育児との両立支援事業	住民	子育てのお手伝いをしてほしい方(利用会員)と子育てのお手伝いができる方(支援会員)が地域の中で、子育ての相互支援活動を行う会員制の組織です。 生後2ヶ月から12歳までのお子さんが対象です。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 042-573-0192 ファミリー・サポート・センター 042-571-8322
国立市	2	<u>子どもショートステイ事業</u>	育児との両立支援事業	住民	保護者の方の病気や育児疲れ、出張や冠婚葬祭などで、家庭での養育が一時的に困難になったお子さんを市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」で宿泊と日帰りにてお預かりします。 2歳から中学生までのお子さんが対象です。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 042-573-0192
国立市	3	<u>一時保育</u>	育児との両立支援事業	住民	保護者の仕事、病気、リフレッシュ等で一時的な保育が必要な時に利用できます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 042-573-0192
国立市	4	<u>病児・病後児保育事業</u>	育児との両立支援事業	住民	病児・病後児保育は、保護者の方が仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等のため、病気のお子さんを家庭で保育できない時に、一時的にそのお子さんをお預かりすることで、保護者の子育てを支援するものです。 お子さんが病気の回復期、あるいは当面症状の急変はないと医師に診断された場合で、かかりつけ医の指示書、または実施施設の医師が可能と判断したときに利用できます。	保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係 042-576-2111(内線139)
国立市	5	<u>ひとり親ホームヘルプサービス</u>	育児との両立支援事業	住民	義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児などの日常生活に支障をきたしている場合に、ホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課 子育て支援係 042-576-2111(内線168)
国立市	6	<u>母子家庭及び父子家庭教育訓練給付事業</u>	育児との両立支援事業	住民	母子家庭及び父子家庭の保護者の就労に役立てるため、教育訓練講座を受講し、修了した場合、教育訓練給付金を支給します。	子育て支援課 子育て支援係 042-576-2111(内線168)
国立市	7	<u>母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業</u>	育児との両立支援事業	住民	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を促進するため、就職に有利な資格取得を目指して修業する場合、訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課 子育て支援係 042-576-2111(内線168)

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
福生市	1	休日保育	育児との両立支援事業	住民	保護者の仕事、介護、病気、出産等の理由で、日曜又は祝日(年末年始を除く)に家庭で保育することができないとき、お子さんをお預かりします。(杉ノ子第二保育園、すみれ保育園)すみれ保育園では、年末保育として12月29日～31日の間もお子さんをお預かりします。	杉ノ子第二保育園 042-551-9305 すみれ保育園 042-513-3410
福生市	2	病児保育事業	育児との両立支援事業	住民	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育等が困難なとき、保護者が仕事や冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で保育等ができない場合、医療機関又は保育園に併設された専用スペースで児童をお預かりします。	病児保育室 あんず 042-513-4158 福生保育園病後児保育室 042-530-2072
福生市	3	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	育児の援助をしてほしい方(依頼会員)と育児の援助ができる方(提供会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織(有償ボランティア)です。	ファミリーサポートセンター (福生市社会福祉協議会内) 042-510-0904(直通)
福生市	4	乳幼児ショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張などの理由で、一時的に保育できないとき、市が委託する施設で短期間(原則7日以内)お子さんをお預かりします。 [対象]生後57日～未就学児	子ども家庭センター課 042-539-2555(直通)
狛江市	1	子ども家庭支援センター	育児との両立支援事業	住民	子ども(18歳未満)とその家庭の総合的な相談を電話やセンターへの来所により承っています。子どもと家庭を支援するサービス(一時保育・ショートステイ・育児支援ヘルパー)の案内・申請受付、子育てに係る情報の提供、子育て中の親子がくつろげる場の提供及び様々なイベントを行っています。	子ども家庭支援センター 03-5438-6606
狛江市	2	病児・病後児保育	育児との両立支援事業	住民	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育等が困難な期間、保護者の勤務の都合、傷病又は冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童を医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。	狛江すこやか病児保育室 03-3489-2557
狛江市	3	一時保育	育児との両立支援事業	住民	保護者の方がリフレッシュや短期的な勤務、入院、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要な児童を、家庭福祉員宅や保育園でお預かりしています。	子ども家庭支援センター03-5438-6605 または児童育成課 03-3430-1111
狛江市	4	子どもショートステイ	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が病気・出産・出張・育児疲れ等により児童を養育することが困難な場合、市が指定する児童福祉施設で短期的に養育を行っています。利用は宿泊を伴う養育(1回につき7日間を限度)、日帰りの養育とも可能です。	子ども家庭支援センター 03-5438-6605
狛江市	5	ひとり親家庭等ホームヘルパーの派遣	育児との両立支援事業	住民 (ひとり親家庭等)	ひとり親家庭等のお母さんやお父さんが、一定の理由により、家事又は育児など日常生活に支障をきたしている場合に、ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭部子ども政策課 03-3430-1111
狛江市	6	ファミリー・サポート・センター	育児との両立支援事業	住民 (市内在住・在勤)	地域で育児の援助を受けたい方(利用会員)と協力したい方(サポート会員)が会員となり、育児について助け合う有償ボランティア事業です。	狛江市ファミリー・サポート・センター 03-3480-1587
東大和市	1	ファミリー・サポート・センター(さわやかサービス)事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての手助けをして欲しい人と、子育てのお手伝いをしたい人とのボランティア的な相互援助活動です。事前登録が必要です。	東大和市社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター さわやかサービス 042-567-0013
東大和市	2	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の事情により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合や育児中の方でリフレッシュしたい場合などに、市内在住で認可保育施設に入所していない未就学児を預けることができる事業。	子ども未来部保育課 042-563-2111(内線1758)

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
東大和市	3	病児・病後児保育のご案内	育児との両立支援事業	住民	お子さんが病気または回復期のため、保育園や幼稚園、小学校等に行けない場合に、保護者に代わって保育する事業です(月～金曜日定員6名/日 要予約)。また、保育園等で発熱し保護者が迎えに行けない場合に、病児・病後児保育室の保育士が保護者の代わりに迎えに行き、保育室でお預かりするお迎えサービスも実施しています(要事前登録)。	子ども未来部保育課 042-563-2111(内線1756)
東大和市	4	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	育児との両立支援事業	住民	ひとり親家庭の保護者が、生活環境の激変、疾病、就業等の理由により生活援助や育児の支援を必要としている場合に、ホームヘルパーを派遣する事業です。 20歳未満の児童(保護者の就業の事情による場合は小学生以下の児童)がいるひとり親家庭が対象です。	子ども未来部子ども家庭センター 042-565-3651
東大和市	5	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	育児との両立支援事業	住民	東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助します。(待機児童等を対象とした「事業者連携型」とは異なります)	子ども未来部保育課 042-563-2111(内線1754)
清瀬市	1	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の事情により、保育が困難になった場合に、認可保育施設に入所していない就学前の幼児を預けることができる事業。	福祉子ども部子ども支援課 042-497-2086
清瀬市	2	病児保育	育児との両立支援事業	住民	病気やケガの急性期に保育園や幼稚園での集団保育が困難な期間に保護者に代わって看護師・保育士がお子さまをお預かりする事業	福祉子ども部子ども支援課 042-497-2086
清瀬市	3	病後児保育	育児との両立支援事業	住民	病気やケガの回復期に保育園や幼稚園での集団保育が困難な期間に保護者に代わって看護師・保育士がお子さまをお預かりする事業	福祉子ども部子ども支援課 042-497-2086
清瀬市	4	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	育児との両立支援事業	住民	原則、小学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児などの日常生活に支障をきたしている場合に、ホームヘルパーを派遣する事業。	福祉子ども部子ども家庭支援センター 042-495-7701
清瀬市	5	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者が病気や出産で入院したり、ご家族の看護や育児疲れ等で一時的にご家庭での養育が困難な状況が生じたりした場合等に、満1歳半から18歳までのお子様をお預かりする事業。	福祉子ども部子ども家庭支援センター 042-495-7701
清瀬市	6	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育ての手伝いをしたい人(提供会員)が互いに協力しあう会員組織で、地域の相互援助活動で、保育施設等の送迎などを行う事業。	福祉子ども部子ども家庭支援センター 042-497-2081
清瀬市	7	家事育児サポーター派遣事業	育児との両立支援事業	住民	3歳未満のお子さんを養育している家庭を対象に、訪問による育児などの支援を行うサポーター(ヘルパー)を派遣する事業。	福祉子ども部子ども家庭支援センター 042-497-2081
清瀬市	8	多胎児家庭サポーター事業	育児との両立支援事業	住民	3歳未満の多胎児(双子・三つ子等)を養育している家庭を対象に、訪問による育児などの支援を行うサポーター(ヘルパー)を派遣する事業。	福祉子ども部子ども家庭支援センター 042-497-2081
武蔵村山市	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての手助けをしてほしい人(ファミリー会員)と子育ての手伝いをしたい人(サポート会員)が互いに協力しあう会員組織で、地域の相互援助活動です。	子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係 042-590-1152
武蔵村山市	2	病児保育事業	育児との両立支援事業	住民	病気中またはその後の回復過程にあって集団保育を受けることが困難な期間にある児童を一時的に病児保育室で預かり、保護者の子育てと仕事の両立、児童の健全成長などを支援します。	子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係 042-590-1152

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
武蔵村山市	3	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が病気・出産・出張等により児童を養育することが困難な場合、市が指定する児童福祉施設で短期的にお預かりいたします。利用は7日以内です。	子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係 042-590-1152
武蔵村山市	4	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の疾病等による緊急時や、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い、家庭における保育が困難な場合に一時的に児童をお預かりします。	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係042-565-1111(内線182)
武蔵村山市	5	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度	認定、表彰等	企業	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内の事業所を認定し、その事業所及び取組について市のホームページや情報誌等で広く紹介します。	協働推進部協働推進課人権・市民相談係042-565-1111(内線243)
多摩市	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)と、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)の会員組織です。	ファミリー・サポート・センター042-357-5105
多摩市	2	リフレッシュ時保育事業	育児との両立支援事業	住民	「たまには、ゆっくり映画がみたい」「美容院に行きたい」など、保護者のリフレッシュや用事等の際に、お子さんをお預かりします。	こども家庭センター「たまっこ」(子育てひろば・一時保育事務室)042-375-0104
多摩市	3	バルテノン多摩こどもひろばOLIVE 一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	バルテノン多摩でのイベント参加時や、多摩センターエリアでのお買い物等でちょっと子どもを預けたい、という時にお子さんをお預かりします。	バルテノン多摩こどもひろばOLIVE042-400-7715
多摩市	4	子ども家庭サポーター派遣事業	育児との両立支援事業	住民	妊娠中から出産後の家庭などに、「子ども家庭サポーター」を派遣し、家事・育児のお手伝いをするサービスです。	こども家庭センター「にじたま」042-355-3833
多摩市	5	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の事情により、一時的にお子さんの養育ができない場合に市内の養育協力家庭などで宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。	こども家庭センター「にじたま」042-355-3833
稲城市	1	稲城市ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助を行いたい方が会員となり、地域の中で子育てを支援する有償の助け合い活動です。保育園・幼稚園などへの子供の送迎・預かり、学校の放課後・学童クラブの終了後の預かりなどをお手伝いします。	稲城市ファミリー・サポート・センター(稲城市社会福祉協議会)042-378-5551
稲城市	2	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方が疾病などで一時的に育児が困難になった時に、市が委託する児童福祉施設や養育協力家庭で短期間お子さんをお預かりします。	稲城市子ども家庭支援センター042-378-6366
稲城市	3	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童が一時的に保育を必要とする場合に、保育所において保育サービスを実施することにより、子育て家庭を支援します。	子育て支援課保育・幼稚園施設給付係042-378-2111
稲城市	4	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	病気やケガをしているお子さんや、病気の回復期にあるお子さんを専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりします。	子育て支援課保育・幼稚園施設給付係042-378-2111
羽村市	1	乳幼児ショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張などの理由で、一時的に保育できなくなった場合に、市が委託する児童福祉施設でお子さんの保育を行います。(原則7日以内の期間)[対象]市内在住で生後57日～未就学児	子ども家庭部こども家庭センター042-578-2882
羽村市	2	母子・父子自立支援プログラム策定事業	育児との両立支援事業	住民	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援するため就労支援員を配置し、ハローワークと連携して就業を支援します。	子ども家庭部子ども政策課042-555-1111(内線239)

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
羽村市	3	母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付 金等事業	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	住民	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつきやすい特定の資格を取得する期間、生活の負担軽減のための給付金を支給します。	子ども家庭部子ども政策課 042-555-1111(内線239)
羽村市	4	母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付 金事業	助成金、奨励金、融資利子の優遇・あっ旋等	住民	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労を目的とする職業教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支給します。	子ども家庭部子ども政策課 042-555-1111(内線239)
羽村市	5	ファミリー・サポート・セン ター事業	育児との両立支援事業	住民	仕事と子育ての両立を支援するため、子育ての手助けをしてほしい方、子育てのお手伝いをしたい方が会員登録し、会員同士で育児のサポートを行う事業です。市内在住で生後6か月以上～小学校6年生までの児童の保護者を対象に保育施設・学校等の送り迎え、保育時間外・放課後等の預かりなどを行います。	子ども家庭部こども家庭セン ター 042-578-2882 羽村市社会福祉協議会 042-554-0304
羽村市	6	ひとり親家庭ホームヘル プサービス事業	育児との両立支援事業	住民	義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、家事又は育児などの日常生活に支障をきたしている場合に、ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭部子ども政策課 042-555-1111(内線239)
羽村市	7	病児保育事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の仕事等の都合により家庭で保育ができない場合に、病気のお子さんを専用施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。	病児保育施設「あおりんご」 042-555-3788(ばば子どもク リニック内)
羽村市	8	病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の仕事等の都合により家庭で保育ができない場合に、病後回復期のお子さんを専用施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。	病後児保育「たんぼぼ」(羽 村たつの子保育園併設 子 育てひろばたつのこ内) 042-555-9080
羽村市	9	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、一時的に保育が必要となる未就学児童を預かる事業です。	子ども家庭部子育て支援課 042-555-1111(内線241)
羽村市	10	定期利用保育事業	育児との両立支援事業	住民	保護者のさまざまな事情に対応して、児童を継続的に預かる事業です。利用には「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。	子ども家庭部子育て支援課 042-555-1111(内線241)
羽村市	11	乳児等通園支援事業(こ ども誰でも通園制度)	育児との両立支援事業	住民	子育て家庭における子育て力の向上や育児不安の軽減を目的に、保護者の就労等の有無に関わらず、幼稚園・保育園等で未就園児を定期的に預かる事業です。	子ども家庭部子育て支援課 042-555-1111(内線241)
あきる野市	1	乳幼児一時預かり事業 (こころの)	育児との両立支援事業	住民	家庭で育児をする中で、少し息抜きをしてリフレッシュしたい時などに、乳幼児一時預かりスペース(あきる野ルピア2階「子育てひろば こころの」内)にてお子さんを一時的にお預かりします。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 乳幼児一時預かり担当 (あきる野ルピア2階) 042-550-3314
あきる野市	2	乳幼児一時預かり事業 (私立保育所等)	育児との両立支援事業	住民	市内に住所を有する就学前までの児童で、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに保育所等でお子さんを一時的にお預かりします。また、市外に住所を有する就学前の児童でも、里帰り出産、介護の要件であれば一時預かりを利用できます。	こども家庭部 保育課保育係 042-558-1111(内線2651)
あきる野市	3	子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張などの理由で一時的に保育できなくなった場合に、市が委託する児童福祉施設等でお子さんの保育を行います。(原則7日以内) 【対象】市内在住で生後57日～小学6年生まで	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 042-550-3361
あきる野市	4	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民(日の出町、 檜原村の住民も 対象)	病中又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難となった生後6か月から小学校3年生までのお子さんを、医療機関の敷地内の施設で一時的にお預かりします。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 042-550-3361 秋川流域病児・病後児保育 室「ぬくもり」内 042-518-7078

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
あきる野市	5	多胎児家庭支援事業	育児との両立支援事業	住民	多胎児家庭に家事育児サポーターを派遣し、家事や育児の支援、外出時の補助などを行います。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 042-550-3361
あきる野市	6	子育て支援総合窓口 (利用者支援事業・基本型)	育児との両立支援事業	住民	子どもや保護者が、幼稚園や保育所などの教育・保育施設、学童クラブ、一時預かり等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるような支援します。 また、子どものことでどこに相談したら良いかわからないときは、相談内容に応じて担当部署につなぎます。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 042-550-3361 子育て支援総合窓口 (あきる野ルビア2階) 042-550-3355
あきる野市	7	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動を支援する制度です。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 042-550-3361 ファミリー・サポート・センター (あきる野ルビア2階) 042-550-3855
あきる野市	8	子育てひろば事業	育児との両立支援事業	住民	親子の交流の場を提供し、子育ての相談、子育てサークル活動の場の提供、講習会なども実施します。市内5箇所で開催しています。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 (あきる野ルビア2階) 子育てひろばこころの 042-550-3314 子育てひろばるびああきる野っ子 042-533-3818 (五日市保健センター1階) 子育てひろばいつかいち 042-588-5524 子育てひろば秋川あすなろ 042-532-3811 子育てひろばにしあきる 042-558-1105
あきる野市	9	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	認証、表彰等	企業	ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む市内の事業所を認定し、その取り組みについて市のホームページや情報紙等で広く紹介します。	企画政策部企画政策課 042-558-1261
あきる野市	10	未就園児の定期的な預かり事業	育児との両立支援事業	住民	多様な他者との関わりを創出のため、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児の定期的な預かりを行います。	こども家庭部 保育課保育係 042-558-1111(内線2652)
あきる野市	11	産後家事・育児支援事業	育児との両立支援事業	住民	1歳未満の子どもを育てる家庭に対して、家事・育児支援を実施することにより、保護者の家事・育児負担の軽減を図るとともに、孤立化や産後うつ等の未然防止を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を構築する。	こども家庭部 こども家庭センター 子育て支援事業係 042-550-3361
瑞穂町	1	瑞穂町ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]住民 [内容]仕事と子育ての両立を支援するために子育ての手助けをしてほしい方、子育てのお手伝いをしたい方が互いに援助しあう会員組織で、おおむね生後3カ月から小学4年生までの子どもを持つ方を対象に保育施設・学校等の送り迎え、保育時間外・放課後等の預かりなどを行っています。	子ども家庭センター課 子ども家庭支援センター「ひばり」内 ファミリー・サポート・センター 042-557-4138
瑞穂町	2	瑞穂町乳幼児ショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	[対象]住民 [内容]保護者の方の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張・育児疲れなどの理由で、一時的に家庭で養育ができなくなった場合、お子さんをお預かりします。対象は生後57日目から小学校就学前までです。	子ども家庭センター課 子ども家庭支援係 042-568-0051

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
瑞穂町	3	瑞穂町病児・病後児保育 利用料補助事業	育児との両立支援事業	住民	生後6か月から小学校6年生までの保育園等または学童保育クラブを利用しているお子さんが、病気で保育園や学校等に登園、登校させることが困難で、保護者が仕事などの理由で看護ができないときに、町が指定する事業者が提供するベビーシッター等による訪問型病児・病後児保育サービスまたは他市の診療所や保育所で実施されている施設型病児・病後児保育サービスを利用した際の費用の一部を補助します。	子育て応援課保育・幼稚園係 042-557-8658
瑞穂町	4	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	育児との両立支援事業	住民 (ひとり親家庭)	義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭に対し、就学、就業等に向けた時間の確保又は疾病等により一時的に生活援助等を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣します。	福祉部子育て応援課子育て支援係 042-557-7624
日の出町	1	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	病中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難となった生後6か月から小学校3年生までのお子さんを、近隣の医療機関の敷地内の施設で一時的にお預かりします。	子育て支援課こども家庭センター係 042-597-6177 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 042-518-7078
日の出町	2	日の出町ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての手助けが必要な方(利用会員)と子育てをお手伝いできる方(協会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする制度です。	子育て支援課こども家庭センター係(ファミリー・サポート・センター) 042-597-6177
日の出町	3	日の出町子どもショートステイ事業	育児との両立支援事業	住民	保護者の方の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張・育児疲れなどの理由で、一時的に家庭で養育ができなくなった場合に、7日以内の期間(宿泊も可能)でお子さんを保育する事業です。対象は町内在住で生後57日目から小学6年生までです。	子育て支援課こども家庭センター係 042-597-6177
日の出町	4	日の出町一時保育事業 (私立保育所等)	育児との両立支援事業	住民	町内に住所を有する就学前までの児童で、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる未就学児童を預かる制度です。	子育て支援課 子育て支援係 042-588-4113
日の出町	5	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	育児との両立支援事業	住民	教育・保育施設を利用していない在宅子育て家庭のお子さんを対象に、家庭と異なる経験をすることを提供し、子どもの成長を促すことを目的とした制度です。	子育て支援課 子育て支援係 042-588-4113
檜原村	1	病児・病後児保育事業	育児との両立支援事業	住民	病中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難となった生後6か月から小学校3年生までのお子さんを、近隣の医療機関の敷地内の施設で一時的にお預かりします。	こども家庭センター 042-598-3122 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 042-518-7078
檜原村	2	病児保育事業(体調不良児)	育児との両立支援事業	住民	保育中に微熱を出すなど体調不良となったお子さんを保護者の方が迎えに来るまでの間、安全に保健的な対応をします。	ひのほら保育園 042-598-0070 こども家庭センター 042-598-3122
檜原村	3	檜原村ファミリーサポートセンター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての援助をしてほしい方と、子育ての援助をしたい方がそれぞれ会員となり、子どもの送迎や、一時的な預かりなど子育てのお手伝いをする制度です。	こども家庭センター 042-598-3122
奥多摩町	1	奥多摩町ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	子育ての援助をしてほしい方と、子育ての援助をしたい方がそれぞれ会員となり、子どもの送迎や、一時的な預かりなど子育てのお手伝いをする制度です。	こども家庭センター 0428-85-2611
奥多摩町	2	奥多摩町病後児預かり事業	育児との両立支援事業	住民	病気の回復期の児童の手助けが必要な方と病後児の手助けができる方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする制度です。	こども家庭センター 0428-85-2611

区市町村	No.	事業名	種類	対象	事業内容	担当課名・電話番号
八丈町	1	一時預かり事業	育児との両立支援事業	住民	育児をしている方が、冠婚葬祭や病院への通院等、何らかの理由で子どもを預ける事情がある場合に、一時預かりを行います。対象児童：満1歳～未就学児(保育園児入園児を除く)。	八丈町子ども家庭支援センター 04996-2-4300
八丈町	2	ファミリー・サポート・センター事業	育児との両立支援事業	住民	育児援助を受けたい方と援助ができる方が会員登録し、会員同士で育児のサポートを行う事業です。保育園等の送迎送り迎え、保育時間外・放課後等の預かりなどを行います。対象児童：概ね生後6か月以上～10歳未満。	八丈町子ども家庭支援センター 04996-2-4300
八丈町	3	一時保育事業	育児との両立支援事業	住民	育児をしている方が、冠婚葬祭や病院への通院等、何らかの理由で子どもを預ける事情がある場合に、一時保育を行います。対象児童：満1歳～未就学児(保育園児入園児を除く)。	町立あおぞら保育園 04996-7-0083